(デジタル庁・総務四

報

る件(農林水産八〇〇)

内閣

の単位面積当たりの収入額等を定め

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔デジタル庁令・省令〕

〇電子署名等に係る地方公共団体情報 律施行規則の一部を改正する命令 システム機構の認証業務に関する法

「その他告示」

〇国債証券買入銷却法第一条の規定に よる国債の買入消却に関する件

〇令和七年産あへんの納付期限を定め

た件 (厚生労働一六五)

〇農業の担い手に対する経営安定のた 規則第九条第一項の農林水産大臣が めの交付金の交付に関する法律施行

(財務一四五)

定める収入減少影響緩和対象農産物

河川に関する件

〇都市計画に関する件

〇道路に関する件(同四七、 四八

人事異動

O農業の担い手に対する経営安定のた 規則第十条第一項の農林水産大臣が の単位面積当たりの標準的な収入額 定める収入減少影響緩和対象農産物 めの交付金の交付に関する法律施行

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

〇砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通三九一~三九三)

〇海上における水上標的に対する射爆 O土地収用法の規定に基づき事業の認 定をした件(同三九四)

(防衛一二三~一二五)

ᄪ

撃訓練を実施する件

〇海上における水上標的に対する射撃 訓練を実施する件

(同一二六、一二七)

Ŧ.

〇海上における射撃訓練を実施する件 同二八

O土地収用法の規定に基づき事業の認 〇大和川水系に係る指定区間外の一級 定をした件(関東地方整備局 一五七)

(近畿地方整備局六九)

(中国地方整備局四六)

国会事項

を定める件(同八〇一)

国家試験

指定保安検査機関の指定に関する公示

官庁事項

(九州産業保安監督部)

令和七年度放射線取扱主任者試験の施 令和七年度特定侵害訴訟代理業務試 公告(工業所有権審議会) 行について(原子力規制委員会) 令和七年度特定侵害訴訟代理業務試 に係る委員等 同

あった件(国家公安委員会告示配一) を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放 関する法律第三十二条の五第一項の規 暴力団員による不当な行為の防止等に をした件(法務省告示配二六~二八) 外国弁護士による法律事務の取扱い等 センターから住所等の変更の届出が 定による適格都道府県センターの認定 に関する法律第九条の規定による承認

公 告

 $\overline{}$

諸 事 項

官庁

可の取消処分関係 続開始決定、公示送達、 查士懲戒処分、犯罪被害財産支給手 司法書士法人懲戒処分、土地家屋調 有権者申出方、司法書士懲戒処分、 建設業の許

0

皇室事項

(官庁報告)

裁判所

会社その他 相続、 清算、再生、 公示催告、 所有者不明関係 失踪、 破産、 特別

= =

官

金曜日

基づく交付金の金額の算定に関する省令(平成十

に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に

八年農林水産省令第七十二号。

以下「算定省令」

産省令第五十九号。以下「施行規則」という。)第

の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水

農業の担い手に対する経営安定のための交付金

のための交付金の交付に関する法律第三条第四項 九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定

テ ジ 夕 ル 庁

令

省 令

〇総 務 省令第四号

ように定める。 に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次の 住民基本台帳法施行令の 一部を改正する政令 (令和七年政令第十七号) の施行に伴い、 電子署名等

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣

石破

総務大臣 村上誠

郎茂

生 *

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改

務省令第百二十号)の一部を次のように改正する。 次の表により、 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる (平成十五年総

規定の傍線を付した部分のように改める。

るのは「氏名及び旧氏」とする。	て同じ。)」と、同条第七号中「氏名」とあ	十三に規定する旧氏をいう。第七号におい	四十二年政令第二百九十二号)第三十条の	名及び旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和	ては、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏	十条第二号及び第七号の規定の適用につい	第一項に規定する旧氏等記載者に係る第二	二年政令第二百九十二号)第三十条の十四	第八十条 住民基本台帳法施行令(昭和四十	(旧氏等記載者に対するこの規則の適用)	改正後
るのは「氏名及び旧氏」とする。	て同じ。)」と、同条第七号中「氏名」とあ	十三に規定する旧氏をいう。第七号におい	四十二年政令第二百九十二号)第三十条の	名及び旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和	は、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏	条第二号及び第七号の規定の適用について	第一項に規定する旧氏記載者に係る第二十	二年政令第二百九十二号)第三十条の十四	第八十条 住民基本台帳法施行令(昭和四十	(旧氏記載者に対するこの規則の適用)	改正前

附 則

(施行期日)

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

1 から施行する この命令は、 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日 (令和七年五月二十六日)

(経過措置)

政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏の記載がされている者」とする。 十四第一項に規定する旧氏等記載者」とあるのは、「住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年 適用については、同条中「住民基本台帳法施行令 子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定の この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の電 (昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の

そ の 他 告 示

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一〇財務省告示第百四十五号 により令和七年四月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。 令和七年五月二十三日 条第 一項の規定

財務大臣臨時代理 国務大臣 村上誠一郎

(別表)

国 質 の 名 林	質の名		独国金額少総額 17,000,000,000,000円 3,100,000,000円 20,100,000,000円	700買入価格 101.75円 101.79円
	Į		オー > キ) 会 キ	一
		第29回	17,000,000,000円	101.7
第29回 17,000,000,000円		第29回	3,100,000,000円	101.7
(物価連動・10年)第29回17,000,000,000円第29回3,100,000,000円			20,100,000,000円	

○厚生労働省告示第百六十五号

を次のように定めたので、同条の規定により告示する。 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三十条の規定に基づき、令和七年産あへんの納付期限 付 期 厚生労働大臣

令和七年五月二十三日

培 区

域

納

限

福岡

甲種研究栽培者 東京都小平市 茨城県つくば市 北海道名寄市

令和七年九月三十日

長崎県長崎市

鹿児島県熊毛郡中種子町

〇農林水産省告示第八百号

令和七年八月二十九日

政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務 水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農 局に備え置いて縦覧に供する。) (「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林

〇農林水産省告示第八百一号

的な収入額を次のように定める。 る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入 安定のための交付金の交付に関する法律(平成十 令和八年度に交付する農業の担い手に対する経営 産省令第五十九号)第十条第一項の規定に基づき、 の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水 減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準 八年法律第八十八号)第四条第一項の交付金に係 農業の担い手に対する経営安定のための交付金

に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定成十八年法律第八十八号)第四条第一項の交付金

き、令和七年度に交付する農業の担い手に対する という。)第三条及び第四条第一号の規定に基づ

経営安定のための交付金の交付に関する法律(平

める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当た

令和七年五月二十三日

の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物りの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農

額を次のように定める。

令和七年五月二十三日

農林水産大臣

小泉進次郎

局に備え置いて縦覧に供する。)

る収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの る収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定め

政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務 水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農 (「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林 農林水産大臣 官

東経

一三五度

一七分二五秒六一六五

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 〇国土交通省告示第三百九十一号 砂防法(明治三十年法律第二十九号) 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十

第二条の

一号)第一条の規定に基づき、 砂防法第二条の土地に係る河川 和七年五月二十三日 国土交通大臣 告示する。 中野 の名称

砂防法第二条の土地の表示 倉見下沢

	を除く。)
\equiv	五十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域
で	の区域(平成二十八年国土交通省告示第千
規	線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土
	ち、次の一点から二十五点までを順次結ん
	梨県南都留郡西桂町倉見の区域内の土地

25	24	23	22	21	20
35° 30′ 52.2625″	35° 30′ 52.0383″	35° 30′ 51.8079″	35° 30′ 50.5820″	35° 30′ 50.1318″	35° 30′ 49.8912″
138° 50′ 36.6839″	138° 50′ 36.1335″	138° 50′ 36.2331″	138° 50′ 37.7971″	138° 50′ 37.9737″	138° 50′ 38.0632″

)国土交通省告示第三百九十二号

|号) 第一条の規定に基づき、告示する。 定により、同条の土地を次のとおり指定するの 令和七年五月二十三日 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

砂防法第二条の土地の表示

を結んだ線に囲まれた土地の区域 字畑山の区域内の土地のうち、次の一点から二 十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬字円徳及び

六点 五点 三点 二点 点 点 東経 北緯三三度四二分二四秒三一〇三 北緯三三度四 東経一三五度 北緯三三度四 北緯三三度四 北緯三三度四二分二三秒三七四二 東経一三五度二七分二四秒○四六八 北緯三三度四二分二三秒五四五四 東経一三五度二七分二三秒一八六一 東経一三五度 一三五度 一分二二秒七九六七 二分二三秒二五二四 二七分二四秒四三〇四 一七分二四秒七三二五 一七分二五秒五二六六 一分二三秒〇三九九

北緯三三度四 北緯三三度四 北緯三三度四 一三五度 一三五度 三五度 三五度 二分二一 一分二二秒七九七五 一七分二五秒四二八九 |七分二五秒四五九八||分二||秒五六〇四 一分二一秒五四〇二 一分二三秒一六九九 |七分二三秒| 五〇八 |七分二二秒二〇〇八 |分二三秒〇八四九

砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二 一条の

国土交通大臣 中野

で、 ○国土交通省告示第三百九十三号 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 一号)第一条の規定に基づき、 砂防法(明治三十 令和七年五月二十三日 . 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 告示する。

砂防法第二条の土地に係る河川の名称 国土交通大臣 中野

年内務省告示第三百二十一号で指定した土地のでを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四 で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲 境界線及び明治三十一年内務省告示第七十五号 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号ま

滋賀県蒲生郡竜王町大字山面 字三ツ山 まれた土地の区域

〇国土交通省告示第三百九十四号 四三一番三 三号から五号まで四三一番四 二号

基づき次のとおり告示する。 以下 の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に 土地収用法(昭和二十六年法律第一 「法」という。)第二十条の規定に基づき事業 一百十九号。

三五度

|七分二〇秒八七五六

十五点 十四点 十二点 北緯三三度四 北緯三三度四二分二三秒四三一一 東経一三五度 二七分一九秒五六三八 二七分一八秒九六三七 二七分二〇秒四六四 二分二三秒二三九四 一分二三秒 一五四五 一七分一八秒九九一一 一分二三秒六〇六八 きその旨をあわせて告示する。 続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づ

令和七年五月二十三日

なお、起業地の全部について収用又は使用の手

十七点 十六点 北緯三三度四 東経一三五度 ||七分二〇秒||三七八 二分二四秒〇六五三

東経一三五度二七分二二秒四九三五北緯三三度四二分二三秒六〇四三 北緯三三度四 東経一三五度 二七分二一秒二三〇七 二分二三秒六六二八

十八点

十九点

町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五

福岡県久留米市東合川干出

丁目及び東合川二丁目地内

事業の認定をした理由

町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五

福岡県久留米市東台川干出

収用の部分

「目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

市道付替工事

久留米道路) 並びにこれに伴う一般国道及び

起業者の名称 国土交通大臣 事業の種類 一般国道3号改

国土交通大臣

剪

洋昌

一般国道 3 号改築工事(鳥栖

北緯三三度四二分二三秒九八〇七 東経一三五度二七分二三秒九一〇五 北緯三三度四 北緯三三度四二分二三秒一九四七 東経一三五度 一分二三秒三八四九 一七分二三秒九一三六

二十点

二十二点 十一点 北緯三三度四二分二四秒二八三一 東経一三五度二七分二二秒九八二六 東経一三五度二七分二三秒一六三九 年法律第二十九号) 第二条の

> 条各号の要件を全て充足すると判断されるた 法第20条第1号の要件への適合性 申請に係る事業は、以下のとおり、 事業の認定をしたものである。 法第20

道及び市道付替工事であり、申請に係る事業 東合川三丁目地内までの延長4.2kmの区間(以 栖市高田町字中の坪地内から福岡県久留米市 分である。 は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部 る一般国道改築工事並びにこれに伴う一般国 事」(以下「本件事業」という。)は、 並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工 下「本件区間」という。)を全体計画区間とす [一般国道3号改築工事(鳥栖久留米道路) 佐賀県鳥

道路に関する事業に該当する。 あり、法第3条第1号に掲げる道路法による 3条第2号に掲げる一般国道に関する事業で う。)は、道路法(昭和27年法律第180号) (鳥栖久留米道路)」(以下「本体事業」とい 本件事業のうち、「一般国道3号改築工事 徭

町村道に関する事業であり、いずれも法第3 の付替工事は、それぞれ道路法第3条第2号 条第1号に掲げる道路法による道路に関する に掲げる一般国道及び同条第4号に掲げる市 般国道及び市道の従来の機能を維持するため 事業に該当する また、本体事業の施行により遮断される (以下これらを [関連事業]

の要件を充足すると判断される。 したがって、 本件事業は、法第20条第1号

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12 条本文の規定に基づき本体事業を行うことと されており、また、関連事業の施行に際し必 要な道路管理者の同意を得ているほか、既に 本件事業を開始していることなどの理由か ら、本件事業を遂行する充分な意思と能力を 有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号 の要件を充足すると判断される。

- 3 法第20条第3号の要件への適合性
- (1) 得られる公共の利益

一般国道3号(以下「本路線」という。) は、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島県 鹿児島市に至る延長約515kmの主要幹線道 路である。

本路線が通過する佐賀県鳥栖市は、高速 自動車国道九州縦貫自動車道と高速自動車 国道九州横断自動車道が接続する鳥栖ジャンクションが存することから、九州の主要 都市を結ぶ接点として重要な地域である。 また、福岡県久留米市は福岡県で福岡市、 北九州市に次いで人口が多い都市であり、 高速自動車国道九州縦貫自動車道の久留米 インターチェンジ、JR久留米駅、平成23 年3月に全線開通した九州新幹線の久留米 駅、西鉄久留米駅などの広域交通拠点を有 するほか、大型商業施設を有しているため、 周辺地域からの交通の流入が活発な地域で ある。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、物流等による通過交通に利用されるとともに、久留米市中心街方面等へ向かう通勤及び通学といった地域住民による地域内交通に利用されていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、中原鳥栖線~一般国道3号間で24,351台/日、福岡県久留米市小森野7丁目地内で20,879台/日であり、混雑度はそれぞれ2.26、1,96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道 の通過交通等を分担することから、現道に おける交通混雑の緩和が図られるなど、安 全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与する ことが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年度、平成31年度及び令和3年12月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされているほか、自動車の走行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準を満足することから、起業者は、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間 内及びその周辺の土地において、動物につ いては、文化財保護法(昭和25年法律第 214号) における天然記念物であるカササ ギ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律(平成4年法律第75号) における国内希少野牛動植物種であるハヤ ブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧IA 類として掲載されているバラタナゴ類、絶 滅危惧IB類として掲載されているニホン ウナギ、カゼトゲタナゴ等その他これらの 分類に該当しない学術上又は希少性等の観 点から重要な種が確認されている。植物に ついては、環境省レッドリストに準絶滅危 惧として掲載されているコイヌガラシ、ミ ゾコウジュ等その他これらの分類に該当し ない学術上又は希少性等の観点から重要な 種が確認されている。本件事業がこれらの 動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様 の生息又は生育環境が広く残されることな どから影響がない若しくは極めて小さいと 予測されている。加えて、起業者は、今後 工事による改変箇所及びその周辺の土地で これらの種が確認された場合は、必要に応 じて専門家の指導助言を受け、必要な保全 措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は鳥栖市教育委員会、小郡市教育委員会及び久留米市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第3種第1級及び第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成19年3月23日に都市計画決定され、平成29年1月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、 施設の位置、構造形式等を総合的に勘案す ると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される

- 4 法第20条第4号の要件への適合性
- (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、久留米市長を会長とする一般国道 3号改良促進期成会より、上記の理由から、 本件事業の早期完成に関する強い要望があ る。

したがって、本件事業を早期に施行する 公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用 に恒久的に供される範囲にとどめられ、そ れ以外の範囲は使用としていることから、 収用又は使用の範囲の別についても合理的 であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、 又は使用する公益上の必要があると認められ るため、法第20条第4号の要件を充足すると 判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号 の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦 覧場所 福岡県久留米市役所
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、 東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目 及び東合川三丁目地内

○防衛省告示第百二十三号

のとおり実施する。海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次

令阳七年五月二十三日

货丶大臣 中谷 元

- 百七十八号)に規定する休日を除く。祝日に関する法律(昭和二十三年法律第で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の一日までの間、○八○○から一七○○ま期 間 令和七年六月一日から令和七年七月三十
- 四、五七二メートルまでの間ろ海面並びにその上空で海面から高度の角と凹の点を結んだ線により囲まれのから回までの十点を順次結んだ線及びは、日向離東方海面及び足摺岬沖海面の次の区域、日向離東方海面及び足摺岬沖海面の次の
 - ア 北緯三二度〇一分四三秒日 五十二六 トルミマの間
 - 東経一三二度三七分五一秒
 - 東経一三二度五九分五一秒 (P) 北緯三二度〇九分一三秒

X

(エ)

	(工)		(ワ
東経一三三度二九分五一秒	緯三三	経一三二度五九分	緒三 度匹

その他

実施機

(カ) 東経一三三度二九分五一秒 北緯三一度二五分一三秒 東経一三二度〇七分五一秒 北緯三一度〇四分一三秒

(才)

北緯三一度四二分一三秒

(4 (カ) 北緯三二度〇〇分一三秒 北緯三一度三〇分四三秒 東経一三二度〇七分五一秒 一三二度○九分二一秒

(I) 北緯三二度〇三分一三秒 東経一三二度三七分五一秒 東経一三二度三四分五一秒

船舶等が存在しないことを確認しなが ら実施する。 世界測

のとおり実施する。 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次 令和七年五月二十三日

官

域 間 令和七年六月一日から令和七年七月三十 を結んだ線により囲まれる海面並びにそ 四点を順次結んだ線及び穴の点と口の点 五島列島南方海面の次の穴から口までの 祝日に関する法律(昭和二十三年法律第 百七十八号)に規定する休日を除く。 で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の 日までの間、○八○○から一七○○ま 防衛大臣 中谷 その他 実施機

ルまでの間 北緯三二度二〇分一二秒

の上空で海面から高度四、五七二メート

(ウ) (1) 北緯三一度四七分一二秒 北緯三一度四七分一二秒 東経一二九度〇九分五二秒 東経一二九度〇九分五二秒

期

北緯三二度二〇分一二秒 東経一二八度四五分五二秒

東経一二八度四五分五二秒

その他

実施機 存在しないこと、また、射爆撃海面に 前記区域の各点の経緯度は、 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

○防衛省告示第百二十四号 地系の数値である

期

船舶等が存在しないことを確認しなが 存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、 世界測

とおり実施する。 令和七年五月二十三日

間 祝日に関する法律(昭和二十三年法律第 で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の 令和七年六月一日から令和七年七月三十 百七十八号)に規定する休日を除く 一日までの間、○八○○から一七○○ま 防衛大臣 中谷

航空機 船舶等が存在しないことを確認しなが存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、 世界測

○防衛省告示第百二十五号

のとおり実施する。 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次 令和七年五月二十三日

間 令和七年六月一日から令和七年七月三十 日までの間、○八○○から一七○○ま 防衛大臣

期

での間 空で海面から高度四、五七二メートルま んだ線により囲まれる海面並びにその上 を順次結んだ線及び穴の点と口の点を結 北九州沖海面の次の穴から口までの四点 祝日に関する法律(昭和二十三年法律第 百七十八号)に規定する休日を除く。 で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の

区

域

北緯三四度五一分一一秒

(1) 北緯三四度四三分三一秒 東経一三〇度五二分〇一秒 東経一三〇度三五分〇六秒

(ウ) 東経一三〇度二九分〇一秒 北緯三四度○八分五二秒

北緯三四度一六分五七秒 東経一三〇度一二分三七秒

航空機 期

〇防衛省告示第百二十六号 海上における水上標的に対する射撃訓練を次の 区

域 の間 沖縄島南方海面の次のアから付までの五 上空で海面から高度三○四メートルまで 結んだ線により囲まれる海面並びにその 点を順次結んだ線及びアの点と闭の点を

(1) 北緯二四度一六分四五秒 東経一二七度三四分五三秒 北緯二五度一四分一五秒

東経一二七度三四分五三秒

区 域

(1) 北緯二七度○四分四五秒 東経一二六度三九分〇五秒 東経一二六度四二分五九秒

(ウ) 北緯二七度三〇分一四秒 東経一二五度五六分五三秒

(工) 北緯二七度三二分〇二秒 北緯二八度一七分一四秒 東経一二七度〇七分五三秒

航空機 (才) 東経一二七度二五分三五秒

日

実施機

その他

等が存在しないことを確認しながら実在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、 前記区域に航空機が存

区

二前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である。 世界測

○防衛省告示第百二十七号

令和七年五月二十三日 海上における水上標的に対する射撃訓練を次の 間 令和七年六月一日から令和七年七月三十 防衛大臣 中谷

百七十八号)に規定する休日を除く。 祝日に関する法律(昭和二十三年法律第 で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の 一日までの間、○八○○から一七○○ま

その他

実施艦等

海面から高度三〇四メートルまでの間 線により囲まれる海面並びにその上空で 線及び付とげを前記中心点を中心とする 計回りの弧で結んだ線、口と闭を結んだ 沖縄島北方海面の次のアからゆまでの三 半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ 秒の点を中心とする半径一二〇海里の時 二二分一四秒、東経一二七度四七分五三 点を順次結んだ線、ゆと口を北緯二六度 北緯二七度○五分二六秒

(工)

東経一二八度三九分五三秒 北緯二五度○四分四五秒 東経一二八度三九分五三秒 北緯二四度一六分四五秒

(ウ)

その他 実施機 ○防衛省告示第百二十八号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月二十三日 航空機 (才) 二前記区域の各点の経緯度は、 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、 地系の数値である。 射撃訓練は、 東経一二八度二九分五三秒 北緯二五度一四分一五秒 また、射撃海面に船舶 前記区域に航空機が存

世界測

時 令和七年六月一日から令和七年七月三 十一日までの間、○八○○から一八○ 防衛大臣 中谷 元

域 硫黄島東方の次のアから田までの四地 八〇メートル以下までの間 びにその上空で海面から高度三〇、 地点を結んだ線により囲まれる海面並 点を順次結んだ線並びに⑦及び印の二 兀

(1) 北緯二五度二五分一六秒 東経一四六度二九分四七秒 北緯二八度一五分一五秒

(ウ) 北緯二五度〇〇分一六秒 東経一四五度三五分四八秒

東経一四七度三七分四七秒

北緯二七度五五分一五秒 東経一四四度五七分四八秒

自衛艦九隻、航空機五機 がら実施する。 船舶等が存在しないことを確認しな 存在しないこと、また、射撃海面に 射撃訓練は、前記区域に航空機が

三前記区域の各点の経緯度は、 二実施中は、 測地系の数値である 実施艦に |B| 旗を掲 世界

Ш

○関東地方整備局告示第百五十七号

基づき次のとおり告示する。の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。

令和七年五月二十三日

関東地方整備局長 岩崎 福久

- 第1 起業者の名称 埼玉県
- 第2 事業の種類 主要地方道花園本庄線改築工 事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市 榛沢字児玉地内まで)及びこれに伴う農業用 水路付替工事
- 第3 起業地
- 1 収用の部分 埼玉県深谷市後榛沢字北西並 びに榛沢字児玉地内
- 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道花園本庄線改築工事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)は、埼玉県深谷市榛沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの延長約3.8kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道花園本庄線改築工事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号 の要件を充足すると判断される。 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である埼玉県は、主要地方道花園本 庄線(以下「本路線」という。)を道路法第7 条の規定による都道府県道に認定し、同法第 15条の規定により管理をしている。

また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号 の要件を充足すると判断される。

- 3 法第20条第3号の要件への適合性
- (1) 得られる公共の利益

本路線は、埼玉県深谷市荒川地内の一般 国道140号との接続部を起点とし、同県本 庄市西富田地内の一般国道462号との接続 部を終点とする延長約14.8kmの主要地方道 であり、上越新幹線の停車駅である本庄早 稲田駅や関越自動車道本庄児玉インター チェンジや花園インターチェンジといった 交通の要衝へアクセスするための主要な幹 線道路である。

本路線が通過する埼玉県深谷市及び同県本庄市は、農業が盛んな地域であり、収穫量が全国順位及び埼玉県内順位上位の農産物が多く生産され、埼玉県深谷市棒沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの区間(以下「現道区間」という。)の沿道に存する榛沢野菜集出荷所などから関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどを利用して県内外へ出荷されている。

また、現道区間の一部が沿道に存する深 谷市立榛沢小学校の通学路にもなっている ことなどから、現道区間の地域住民にとっ て生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、埼玉県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年埼玉県条例第70号、以下「埼玉県条例」という。)に定める第3種第3級の車線の幅員を満たさない区間及び自転車歩行者道の未整備区間があり、児童・生徒を含む歩行者は路肩の通行を余儀なくされており、車道の幅員が不足している箇所では車両のすれ違い時に、車両が路肩を走行するなど、歩行者の安全な通行が確保されていないほか、現道区間の一部において大型貨物自動車等の車両の通行が規

制されていることから、当該区間を通過できない大型貨物自動車等の車両が周辺の生活道路への迂回を余儀なくされている。

さらに、現道区間において冠水による通行止めが発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、冠水などの発生時における現道区間の機能を補完及び代替することができるとともに、現道区間などの通過交通を分担することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するほか、物流の効率化や広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和6年1月に任意で道路の供用による大気質、騒音及び振動等について環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。

このほか、起業者は、本件事業の施工に あたり、大気質、騒音及び振動の保全対策 を講じることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間 内及びその周辺の土地において、動物につ いては、絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律(平成4年法律第75 号) における国内希少野生動植物種である ハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧 IB類であるムサシノジュズカケハゼ、絶 滅危惧Ⅱ類であるミナミメダカ、準絶滅危 惧であるチュウサギ、ハイタカ、ギンイチ モンジセセリ、ドジョウ等その他これらの 分類に該当しない学術上又は希少性等の観 点から重要な種が、植物については、環境 省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミル フラスコモ、シャジクモ、準絶滅危惧であ るコイヌガラシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ 等その他これらの分類に該当しない学術上 又は希少性等の観点から重要な種がそれぞ れ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響 の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境 が広く残されることなどから影響は極めて 小さいなどと予測されている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇 所及びその周辺の土地でこれらの種が確認 された場合は、必要に応じて専門家の指導 助言を受け、必要な保全措置を講ずること としている。

加えて、本件事業において工事ヤードを 設置しないことなどから地形及び地質や廃棄物等への影響もなく、本件区間の道路構造から主要な眺望点、景観資源及び主要な 人と自然との触れ合いの場等への視認性が 損なわれないことなどから、景観及び人と 自然との触れ合いの活動の場への影響も生じないとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、そのうち、3箇所については既に発掘調査の上で記録保存を含む適切な措置を講じ、残る1箇所については埼玉県教育局から工事に着手して差し支えない旨の回答を受けており、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに埼玉県教育局と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、埼玉県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、埼玉県深谷市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、令和4年2月25日に変更決定された都市計画と、埼玉県本庄市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、平成27年12月18日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているほか、本体事業の施行方法について、申請案である橋梁の延長が最も短い案、住家が

官

庄線改良促進期成同盟会から、本件事業の

早期整備を強く求められている。

案すると、申請案が最も合理的であると認 低く抑えられることなどから、総合的に勘 なく、施工性に優れており、事業費が最も 線延長が最も長いものの支障物件が最も少 案と他の2案を比較すると、申請案は、路 案の3 案による検討が行われており、申請 支障とならない案及び路線延長が最も短い

ると適切なものと認められる。 施設の位置、構造形式等を総合的に勘案す さらに、関連事業の事業計画についても、

したがって、本件事業の事業計画につい 合理的であると認められる。

と失われる利益とを比較衡量すると、得られ 条第3号の要件を充足すると判断される。 用に寄与するものと認められるため、法第20 事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利 る公共の利益は失われる利益に優越し、本件 びき施行することにより得られる公共の利益 法第20条第4号の要件への適合性 以上のことから、本件事業の事業計画に基 る。 る

事業を早期に施行する必要性

図る必要があることなどから、本件事業を 能を十分に発揮できない状況にあり、本件 われているため、主要幹線道路としての機 る区間が存在し、冠水による通行止めが行 貨物自動車等の車両の通行が規制されてい 間、自転車歩行者道の未整備区間及び大型 条例に規定する車線の幅員を満たさない区 早期に施行する必要があると認められる。 事業により現道区間の機能を補完・代替 3(1)で述べたように、現道区間は埼玉県 安全かつ円滑な自動車交通の確保を 本庄市長を会長とする県道花園本 令和七年五月二十三日

2 公益上の必要性は高いものと認められる。 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合 したがって、本件事業を早期に施行する

業の事業計画に必要な範囲であると認めら 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事

用に恒久的に供される範囲にとどめられて いることから合理的であると認められる。 収用の範囲は、すべて本件事業の

7

法第20条第4号の要件を充足すると判断され する公益上の必要があると認められるため、 以上のことから、本件事業は、土地を収用

5

の要件を全て充足すると判断される。 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号

覧場所 埼玉県深谷市役所 都市整備部 道

建設省告示第二千七百七十六号を次のように改め 昭和四十四年五月二十一日付けで告示された

次のように改める。 関係図面のうち、

び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供す

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

(図面省略)

六条の規定により、都市計画道路事業の施行につ いて次のとおり告示する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十

計画 道路事業3・2・2号国道二号鋳銭司陶 線 道路事業3・3・5号富海大道線及び山口都市 都市計画事業の種類及び名称 防府都市計画

三 施行者の名称

国道事務所) 番二十号(国土交通省中国地方整備局山口河川 事務所の所在地 山口県防府市国衙一丁目十

四

使用の部分 銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、 谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ 住吉原、上後山、 土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳 縄手及び長通地内

結論

路河川課 法第26条の2第2項の規定による図面の縦

〇近畿地方整備局告示第六十九号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川につい

第十七号図及び第十八号図を

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及

令和七年五月二十三日

〇中国地方整備局告示第四十六号

中国地方整備局長 林 正道

国土交通大臣

収用の部分 山口県防府市大字台道字長尾、 山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎は用の部分。山口県防府市大字台道字長尾、堂 事業地の所在

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、道路法〇中国地方整備局告示第四十七号 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間 一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長

林

正道

道路の種類 令和七年五月二十三日

路線 名 五十四号及び百八十三号 一般国道

 (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) 道路の区域 間 後変 別更

敷

地

の

幅

員

延

〇・ ・ 〇三 九 九 ル

中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所 後前 八・七〇~二 二二 六六 ・・・メ ・ ○ ○ ル

〇中国地方整備局告示第四十八号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項 0

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

百八十三号び 路線名 令和七年五月二十三日 (ただし、 区 、関係図面に出一から同市吉 中国地方整備局長 次中 河国 図 .川国道事務所 .地方整備局及び同局三 面 縦林 覧 場 所道

肝開始の期日 令和七年五月二十五日

匤 会 事 項

衆

議

法律公布奏上通知書受領

を奏上した旨の通知書を受領した。 五月二十一日参議院議長から、次の法律の公布

防衛省設置法等の一部を改正する法律 関する法律の一部を改正する法律 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

議案提出

りである。 五月二十一日議員から提出した議案は次のとお

健外 一名提出) 自動車盗難対策等の推進に関する法律案 田

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関 案(円より子提出) する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

議案通知書受領

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 関する法律の一部を改正する法律案 五月二十一日参議院から、本院の送付した次の 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

質問書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送し

ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関 する質問主意書

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意 水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問 主意書

国民健康保険料に関する質問主意書

議事日程

議事日程 五月一 令和七年五月二十二日 一十二日の議事日程は次のとおり 第二十六号 (木曜日)

る法律案(内閣提出)
・ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関す「午後一時開議

紀三 航空法等の一部を改正する法律案る法律案(内閣提出) る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関す

(内閣

提出)

する。 泉進次郎外五名」を「大野敬太郎外四名」に訂正部を改正する法律案(衆法第五号)の提出者「小 る法律案(衆法第四号)及び政治資金規正法の 五月二十一日、 政治資金規正法の一部を改正

また、

同日本院は、人事官に川本裕子を任命す

報

議

院

議案付託

に付託した。 の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引 五月二十一日議長は、 次の議員提出案を委員会

案を委員会に付託した。 また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出 厚生労働委員会に付託

(石橋通宏外二名発議)(参第七号)

(閣法第九号) 文教科学委員会に付託関する特別措置法等の一部を改正する法律案 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に 部を改正する法律案 (閣法第五〇号) 安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の れた。

厚生労働委員会に付託

議決通

出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省設置法等の一部を改正する法律案関する法律の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 一十一日本院は、 衆議院送付の次の内閣提

子を任命することに同意した旨内閣に通知した。 に手塚悟を任命することに同意した旨内閣に通知また、同日本院は、個人情報保護委員会委員長 ることに同意した旨内閣に通知した。 また、同日本院は、原子力委員会委員に吉橋幸

員に宮本佐知子を任命することに同意した旨内閣また、同日本院は、公認会計士・監査審査会委 子及び島村英を任命することに同意した旨内閣にまた、同日本院は、預金保険機構理事に田口紀 に通知した。

金曜日

旨内閣に通知した。 村也寸志及び大瀧敦子を任命することに同意した 通知した。 また、同日本院は、公害等調整委員会委員に中

知した。 び田渕正朗を任命することに同意した旨内閣に通 員に榊原一夫、 また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委 大草透、 岡田美弥子、藤本雅彦及

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

員に増一行を任命することに同意した旨内閣に通また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委

閣に通知した。 淑子及び齋藤育子を任命することに同意した旨内 また、同日本院は、労働保険審査会委員に菅野

同意した旨内閣に通知した。 益委員に飯塚敏晃及び本田文子を任命することに また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公

真美子を任命することに同意した旨内閣に通知し また、同日本院は、社会保険審査会委員に浦野

内閣に通知した。 山智之及び神田玲子を任命することに同意した旨 また、同日本院は、原子力規制委員会委員に杉

質問主意書提出

五月二十一日議員から次の質問主意書が提出

五号 に関する質問主意書 大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払 (石垣のりこ提出) (第一二

質問主意書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送し

る可能性に関する質問主意書(浜田聡提出)(第元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問であ 一九号)

〇 号) に関する質問主意書(吉良よし子提出)(第一二 伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策

法律公布奏上及び通知

衆議院に通知した。 五月二十一日次の法律の公布を奏上し、 その 旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律関する法律の一部を改正する法律 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

2

事 異 動

内 閣

○財務大臣臨時代理

規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣 財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の に指定する 国務大臣 郎

府特命担当大臣(金融) 五月二十日) 府特命担当大臣(金融)事務代理を命ずる(以上内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣 村上誠一郎

○農林水産大臣臨時代理

職務を行う国務大臣に指定する「iー・・ 内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の | 浅尾慶一郎

皇

室

事 項

御祝電

月二十一日同国大統領指導評議会議長閣下へ御祝天皇陛下は、イエメンの統一記念日につき、五 電を発せられた。

官 庁 報

官 庁 事 項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35 条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定 保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施 行令(平成9年政令第20号)第19条第2項第3号 の規定により委任された同法第74条の2第1項第 8 1号の規定に基づき、公示する。

令和7年5月23日

九州産業保安監督部長 齊藤 嶣

1. 名称 2. 住所 番地2 名称 株式会社九州エルピー 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4305

3. 指定する地域 九州全県

4. 指定する区分

(1) 液化石油ガス保安規則第78条第4項において準用する同規則第77条第2項から第4項ま でに規定する特定施設の保安検査

規定する特定施設の保安検査 用する同規則第79条第2項から第4項までに 一般ガス保安規則第80条第4項において準

指定年月日 令和7年5月1日

国家試

験

57

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験公告 弁理士法施行規則(平成12年通商産業省令第 411号)第16条の規定に基づき、令和7年度特定 但皇転訟代理業務試験の施行について、次のとお り公告する。

令和7年5月23日

受驗資格 工業所有権審議会会長 平田 礟

了した弁理士 弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修

試験の内容

法により行う 民法、民事訴訟法その他弁理士法第2条第6 項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務 に関する事項について、論文式による筆記の方

ယ 試験日時

令和7年10月26日 (日曜日) 9時30分~17時

受験地

験会場については8月下旬までに特許庁ホー ※受験地「東京」は東京都の、「大阪」 市の、それぞれ近傍を含む。なお、 東京及び大阪

詳細な試 は大阪

ムページ及び官報で公告する。

次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しな 者は、弁理士法施行規則の定めるところにより ければならない。 特定侵害訴訟代理業務試験を受けよう 542

受験願書

土 弁理士法施行規則第14条第2項の規定に 基づき、日本弁理士会が交付する能力担保 研修修了証明書 (写し)

||の写真(パスポート(旅券)申請に使用す 付すること) る規格とする。受験願書の所定の箇所に貼 ×横3.5cm (パスポート (旅券) サイズ) 出願前6か月以内に撮影した、縦4.5cm

四 7,200円の受験手数料に相当する金額の 特許印紙 (とこる (受験願書の所定の箇所に貼付す

受験願書の交付

6

郵送による受験願書の請求

いこと)。 請求すること 明記したもの) 願書請求」と朱書し、返信用封筒(角形2 封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験 年8月29日 (金曜日)(必着)までの期間に、 号(240mm×332mm)に受験願書の送付先を 令和7年8月12日 (火曜日) から令和7 (返信用封筒に切手は貼らな を同封し、次の宛先へ郵送

丁目4番3号 **〒**100─8915 東京都千代田区霞が関 [1]

班宛て 特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二

日 (火曜日) から令和7年9月5日 (金曜 日)までの期間に交付する。(ただし、休日・ 直接受験願書の交付を受ける場合 日本弁理士会を通じて、令和7年8月12

通じて、修了証書と一緒に交付する。 当該年度研修修了者は、日本弁理士会を 祝日は除く)

7 受験願書の受付

一 受付期間

令和7年8月25日(月曜日)から令和7年9月5日(金曜日)まで(消印有効)

二 受付方法

封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理 業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又 は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。 直接持参されたものは受付しない。

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三 丁目4番3号

特許庁内 工業所有権審議会会長宛て 8 その他

試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員 等

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

工業所有権審議会会長 時田 隆仁

氏	名	担当科目
井上	周一	事例問題 1
川岸	弘樹	事例問題 1
小林	英了	事例問題 1
速見	禎祥	事例問題 1
本多	広和	事例問題 1
松山	智恵	事例問題 1
井﨑	康孝	事例問題 2
乾	裕介	事例問題 2
井上	裕史	事例問題 2
奥村	直樹	事例問題 2
上村	哲史	事例問題 2
塩田ヨ		事例問題 2
太田	昌孝	
杉浦	正樹	

令和7年度放射線取扱主任者試験の施行について 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」と

いう。)第34条の規定に基づき、第1種放射線取扱 主任者試験(以下「第1種試験」という。)及び第 2種放射線取扱主任者試験(以下「第2種試験」 という。)の施行に関し、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

1 試験の日時及び試験課目

(1) 第1種放射線取扱主任者試験

年月日	時間	試験課目
	10時00分から 11時15分まで	放射性同位元素等 の規制に関する法 律に関する課目 (※)
令和7年 8月27日 (水曜日)	13時00分から 14時40分まで	第一種放射線取 第一種放射線取の実 主任 大き 一種 大き 一種 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
	15時30分から 17時20分まで	物理学のうち放射 線に関する課目
令和7年 8月28日	10時00分から 11時50分まで	化学のうち放射線 に関する課目
(木曜日)	13時30分から 15時20分まで	生物学のうち放射 線に関する課目

- (※) 令和7年4月1日現在施行されているものについて出題する。
- (2) 第2種放射線取扱主任者試験

年月日	時間	試験課目
	10時00分から 11時15分まで	放射性同位元素等 の規制に関する法 律に関する課目 (※)
令和7年 8月29日 (金曜日)	13時00分から 14時15分まで	第二種放射線取の 第二種放射線取の 第二種者とすり 第二年者関連 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年
	15時00分から 17時00分まで	物理学のうち放射 線に関する課目 化学のうち放射線 に関する課目 生物学のうち放射 線に関する課目

(※) 令和7年4月1日現在施行されているものについて出題する。

2 試験地及び試験場所

試験地	試 験 場 所
札幌会場	北海学園大学
	北海道札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番40号
東京会場	大正大学
	東京都豊島区西巣鴨3丁目 20番1号
名古屋会場	星城大学
	愛知県東海市富貴ノ台2丁 目172番地
大阪会場	大阪大学
	大阪府豊中市待兼山町 1 — 16
福岡会場	九州大学
	福岡県福岡市西区元岡744 番地

- (注) 試験場所は、施設の都合等により変更と なる場合がある。
- 3 受験の申込期間 令和7年5月26日(月曜日) から令和7年6月25日(水曜日)まで。
- 4 試験の実施に関する業務を行う者 この試験 は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第35条第2項及び第3項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山5丁目1番3-101号

- 5 受験手続 受験の手続は、次のとおりとする。
- (1) 試験を受けようとする者は、申込期間中に 公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから申込むこと。

申込みにあたっては、写真(受験申込前1年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので受験者本人であることが明瞭にわかるもの。)のデータを添付する。

(2) 所定の受験料 (第1種試験19,800円、第2 種試験14,124円) を、次のいずれかの方法で 納付すること。

イ クレジットカード支払い

ロ コンビニエンスストア支払い

ハ ペイジー支払い

(3) 受験申込みをした現住所等に変更が生じた ときは、公益財団法人原子力安全技術セン ターのホームページから変更すること。 6 問合せ先

登録試験機関

公益財団法人原子力安全技術センター 放射線安全センター 主任者試験グループ 電話番号 03-3814-7480

- 7 合格者の発表 公益財団法人原子力安全技術 センターのホームページにて合格者の受験番号 を発表する。また、試験に合格した者に対し、 放射線取扱主任者試験合格証を交付するととも に、その氏名を官報で公告する。
- 8 その他 試験の日時、試験地、試験場所、申 込期間等は天災地変などの都合により変更とな る場合があり、また、試験を中止する場合もあ る。
- 一部の地域において、天災地変又は公共交通 機関の運転停止等により受験できない者が発生 した場合でも、当該者に対する再試験は原則と して実施しない。

〇国家公安委員会告示配第 一号

づき、次のとおり告示する。づき、次のとおり告示する。貝会規則第七号)第十五条の六第三項の規定に基推進センターに関する規則(平成三年国家公安委住所等の変更の届出があったので、暴力追放運動受けた公益財団法人宮崎県暴力追放センターから一項の規定により適格都道府県センターの認定を律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の五第暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

华阳七年五月十三日

国家公安委員会委員長 坂井 学

- 一 公益財団法人宮崎県暴力追放センターの住所
- 十六号県庁十号館 | 変更前の住所 | 宮崎県宮崎市宮田町十三番
- 者の氏名

 「 公益財団法人宮崎県暴力追放センターの代表
- 一 変更前の代表者の氏名 宮崎 俊昭
- 〕 変更後の代表者の氏名 橋元 裕明
- 三 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
- 番十六号県庁十号館 変更前の所在地 宮崎県宮崎市宮田町十三
- 番二号宮崎県企業局庁舎
 ① 変更後の所在地 宮崎県宮崎市旭一丁目二
- 四 変更を行った年月日 令和七年四月一日

法務省告示配第二十六号

務弁護士となる資格を承認した。 に相当する資格を取得している者として外国法事定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する

企程七年五月二十三日

法務大臣 鈴木 馨佑

氏 名 陳 彥勳

生年月日 千九百七十三年十一月二十五日

法務省告示配第二十七号

法事務弁護士となる資格を承認した。護士に相当する資格を取得している者として外国定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する

你在七年五月二十三日

法務大臣 鈴木 馨祐

氏 名 アンドリュー・リチャード・ハリ

生年月日 千九百九十年二月二日

法務省告示配第二十八号

る資格を承認した。格を取得している者として外国法事務弁護士となけちスウェールズ州において弁護士に相当する資定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニュー法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する

令柜七年五月二十三日

法務大臣 鈴木 馨祐

氏 名 エリック・リー

生年月日 千九百九十年四月二日



渚 事 頃

有権者申出方

元当局所属公証人山本昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。 令和7年5月23日 京都地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法(昭和25年法 律第197号)第47条第1号の規定に基づき、戒告 の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、 公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 馨祐 記

氏名 鈴木 法克

所属する司法書士会 東京司法書士会 登録番号 東京第7018号

事務所の所在地 東京都杉並区荻窪五丁目16番12 号荻窪NKビル5階

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法(昭和25年法 律第197号)第48条第1号の規定に基づき、戒告 の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、 公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 馨祐 記

名称 司法書士法人はたの法務事務所 所属する司法書士会 東京司法書士会 法人番号 11-00134

主たる事務所の所在地 東京都杉並区荻窪五丁目 16番12号荻窪NKビル5階

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第42条第2号の規定に基づき、令和7年3月18日から1年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 馨祐 記

氏名 小林 安孝

所属する土地家屋調査士会 京都土地家屋調査士 会

登録番号 京都第483号

事務所の所在地 京都市右京区西院太田町66番地 11

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

会和7年5月23日

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和7年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年5月23日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和5年4月6日
- (2) 支給対象犯罪行為の内容
- 被告人が、宝飾品店等において、宝飾品を窃取した行為。
- 4 対象犯罪行為(本件では指輪の窃取行為)が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - 犯行の手口

宝飾品店等において、品定めをする客を装って店員に複数の商品をショーケースから取り出させるなどした上、店員の目を盗んでこれらの商品のうち一部を窃取するという手口。

- 5 開始決定の時における給付資金の額 金50万9.802円 (令和7年4月18日現在)
- 6 支給申請期間 令和7年5月23日から令和7年7月22日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
- (1) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
- (2) 裁判年月日 令和6年1月31日
- (3) 確定年月日 令和6年2月15日
- (4) 被告人の氏名 水上 陸
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、令和5年4月7日に、川崎市所在の貴金属類等の買取販売店において、事情を知らない当時の交際相手に、同人の名義で、被告人が前日に窃取した指輪1個を80万円で売却させ、犯罪収益等の処分につき事実を仮装した。

第 名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

- 8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の持参又は郵送による提出先)
 - 〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3 東京地方検察庁立川支部

犯罪被害財産支給手続担当 電話番号 042-548-5055 (代表) 内線487

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(東京地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます(提出先は記8のとおり)。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁(東京地方検察庁)の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

躍

公 示 送 達

再審查申立人 住所 東京都新宿区西新宿一丁目 13番12号

> 氏名 日本橋LC教員組合 代表 者 委員長 浮谷 孝行

上記の者に送達すべき中労委令和6年(不再) 第44号事件に関する決定書の写しは、通知又は交 付することができないので、労働委員会規則第49 条第1項及び第2項の規定に基づき、公示する。

上記決定書の写しは、東京都港区芝公園1丁目 5番32号、中央労働委員会内同委員会第二部会長 荒木尚志が保管し、いつでも再審査申立人に交付 するから、その受領方を申し出られたい。

令和7年5月23日

中央労働委員会第二部会長 荒木 尚志 (備考)

決定の主文及び年月日

- 1 決定の主文 本件再審査申立てを却下する。
- 2 決定年月日 令和7年5月7日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。 令和7年5月23日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年4月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 東北ヒノデサービス 販売株式会社 黒髪 俊広 福島県郡山市並木 5-15-9 国土交通大臣許可(般-03)第 28453号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(とび・土工工事業に関する一般 建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年4月25日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による廃業の届出があ り、このことが同法第29条第1項第5号に該当 する。

相続財産清算人の選仟及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和7年(家)第80025号

佐賀市水ケ江3丁目9番17号 申立人 力武聡一郎

本籍佐賀県佐賀市大和町大字池上1719番地、 最後の住所佐賀市大和町大字池上1719番地、 死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和5 年2月7日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生

年月日昭和37年1月1日、職業不明 被相続人 亡 西川 博幸

佐賀市成章町2番16号 佐賀県婦人会館3階 相続財産清算人 弁護士法人朋楠・わかくす法 令和7年(家)第1054号

催告期間満了日 令和7年11月30日

佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第40037号

盛岡市加賀野4丁目8番30号 申立人 田子 昭子

本籍岩手県滝沢市穴口446番地7、最後の住 所岩手県滝沢市穴口446番地7、死亡の場所 岩手県滝沢市、死亡年月日推定平成31年1月 10日、出生の場所秋田県鹿角郡小坂町、出生 年月日昭和15年7月28日、職業無職

被相続人 亡 小林 敏雄

事務所盛岡市菜園1丁目11-3 カガヤ菜園 ビル2階 長谷川菜園法律事務所 相続財産清算人 弁護士 長谷川 頌 催告期間満了日 令和7年12月15日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第4007号

岩手県遠野市松崎町光興寺8地割2番地6 申立人 高橋 洋子

本籍宮城県栗原市花山字草木沢大笹20番地、 最後の住所岩手県遠野市松崎町白岩十八地割 7番地 特別養護老人ホーム遠野長寿の郷、 死亡の場所岩手県遠野市、死亡年月日令和6 年12月23日、出生の場所岩手県上閉伊郡綾織 村、出生年月日昭和23年2月19日、職業無職 被相続人 亡 中鉢 竹男

岩手県北上市九年橋3丁目18番5号 グラン ドハイツ斉藤107

相続財産清算人 千田 悠人 催告期間満了日 令和7年12月5日 盛岡家庭裁判所遠野支部

令和7年(家)第123号

三重県いなべ市員弁町岡丁田2001番地3 申立人 服部 悦代

本籍東京都国立市中1丁目11番地の11、最後 の住所東京都町田市旭町3丁目19番19号グ リーンヒルズ大澤204、死亡の場所東京都町 田市、死亡年月日令和5年2月6日、出生の 場所三重県鈴鹿市、出生年月日昭和41年5月 29日. 職業不詳

被相続人 亡 古川 智一

事務所三重県津市羽所町345番地津駅前第一 ビル6階 北蘭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北薗 太 催告期間満了日 令和7年12月14日

津家庭裁判所四日市支部

横浜市青葉区美しが丘3丁目21番地7

申立人 西海 一躬

本籍和歌山県和歌山市加太1495番地、最後の 住所和歌山市加太1575番地、死亡の場所和歌 山県和歌山市、死亡年月日令和3年6月3日、 出生の場所大阪府貝塚市、出生年月日昭和37 年9月16日。職業不明

被相続人 亡 角幸 一郎

事務所和歌山市杉ノ馬場1丁目11番地 北野 司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 北野 倫男 催告期間満了日 令和8年1月5日

令和7年(家)第282号

島根県江津市江津町1016番地4

申立人 江津市長 中村 中

本籍島根県江津市松川町八神505番地、最後 の住所島根県江津市二宮町神主1964番地31ミ レ青山、死亡の場所島根県江津市、死亡年月 日令和6年5月9日、出生の場所島根県那賀 郡松川村、出生年月日昭和13年6月27日、職 業無職

被相続人 亡 波田 緑

東京都港区虎ノ門1丁目11番9号コンシェリ ア虎ノ門704

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所 催告期間満了日 令和7年12月8日

松江家庭裁判所浜田支部

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第30038号

広島県三原市本郷町船木444

申立人 藤川 董

上記手続代理人弁護士 木下 圭一

本籍広島県三原市本郷町船木444番地、最後 の住所広島県三原市本郷南5丁目4番16号ク ラール・バッハC102号室、死亡の場所広島 県三原市、死亡年月日令和5年12月12日、出 生の場所広島県東広島市、出生年月日昭和61 年11月13日、職業塗装業

被相続人 亡 藤川 真也

事務所岡山市北区富田町2-12-13片山ビル 2階すずかけ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 秀哉 催告期間満了日 令和7年12月12日

広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第4011号

茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番地10ワイ ズコート 3 階

申立人 秋山 環

本籍茨城県つくばみらい市山王新田137番地 51、最後の住所茨城県つくばみらい市山王新 田137番地51、死亡の場所茨城県取手市、死 亡年月日令和6年12月22日、出生の場所茨城 県土浦市、出生年月日昭和40年6月25日、職 業無職

被相続人 亡 大木 雅則

茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番地10ワイ ズコート3階

相続財産清算人 弁護士 秋山 環 催告期間満了日 令和7年11月28日

水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第30065号

千葉県松戸市根本387-5

申立人 松戸市

本籍東京都北区堀船3丁目24番地6、最後の 住所千葉県柏市十余二175番地の42ひかり隣 保館、死亡の場所茨城県常陸太田市、死亡年 月日平成26年9月19日、出生の場所千葉県東 葛飾郡梅郷村、出生年月日大正5年7月1日、 職業無職

被相続人 亡 倉持 きぬ

事務所千葉県松戸市本町25-4 第二石井ビ ル302 みぎわ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 多賀野 司 催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第70050号

神奈川県横浜市栄区笠間3丁目45番G-813号

申立人 今野 信義

本籍東京都品川区旗の台1丁目2番、最後の住所東京都品川区旗の台1丁目2番11-203号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和4年12月11日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和16年3月15日、職業会社経営者

被相続人 亡 今野 榮一

事務所東京都渋谷区西原 3 -38-12ボカー ジュ代々木上原305号 代々木上原とちのき 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井村 華子 催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90248号

埼玉県狭山市中央4丁目17番14号

申立人 本田 裕司

本籍東京都東久留米市前沢5丁目16番、最後の住所東京都東久留米市下里4丁目2番50号けんちの里、死亡の場所東京都東久留米市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所東京府北豊島郡滝野川町、出生年月日昭和5年1月21日、職業無職

被相続人 亡 野口八重子

事務所東京都港区南青山5-11-14H&M南 青山E206号室 古屋総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古屋有実子 催告期間満了日 令和7年12月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第771号

富山市総曲輪2丁目1番3号

申立人 富山県信用保証協会

本籍富山県氷見市阿尾3380番地、最後の住所 富山県氷見市阿尾3380番地、死亡の場所富山 県氷見市、死亡年月日令和5年6月13日、出 生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和10年 8月2日、職業無職

被相続人 亡 田畑 俊昭

事務所富山県高岡市中川上町10-14ソーラー ビル4階 川原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川原 拓也 催告期間満了日 令和7年12月8日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第44号

鳥取県鳥取市湖山町南1丁目279番地

申立人 森下 豊

本籍鳥取県鳥取市湖山町南1丁目402番地、 最後の住所鳥取県鳥取市徳尾85番地8 ハイ ツリプ202号、死亡の場所大阪府堺市堺区、 死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所鳥 取県気高郡湖山村、出生年月日昭和23年2月 10日、職業不明

被相続人 亡 森下 政義 事務所鳥取県鳥取市栄町205番地 相続財産清算人 加藤由利子 催告期間満了日 令和7年12月12日

鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第6011号

茨城県取手市稲1200

申立人 海老原 诱

本籍茨城県取手市寺田3937番地、最後の住所 茨城県取手市寺田3937番地、死亡の場所茨城 県取手市、死亡年月日令和7年1月5日、出 生の場所茨城県北相馬郡取手町、出生年月日 昭和10年2月13日、職業無職

被相続人 亡 野田 經子

茨城県取手市白山1丁目4番22号サンライフ さつき202号室

相続財産清算人 弁護士 有川 保 催告期間満了日 令和7年11月28日 水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

令和7年(家)第30193号

札幌市西区山の手3条12丁目3番12号

申立人 社会福祉法人札幌緑花会

本籍札幌市中央区南5条東2丁目14番地、最後の住所北海道小樽市見晴町20番2号札幌緑花会、死亡の場所札幌市東区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所札幌市、出生年月日昭和27年5月4日、職業無職

被相続人 亡 道辰 道朗

北海道小樽市稲穂2丁目11番13号協和稲穂ビル4階関口・鷲見法律事務所

相続財産清算人 鷲見 悠

催告期間満了日 令和7年12月10日

札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第398号

北海道函館市古川町441番地3 申立人 社会福祉法人函館緑風会 本籍北海道函館市大森町23番、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和元年9月21日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和29年6月12日、職業無職

被相続人 亡 三里喜代子 北海道函館市本通2丁目31番6号 カネショ ウマンション2階

相続財産清算人 弁護士 荒木 知恵 催告期間満了日 令和7年12月1日

函館家庭裁判所

令和7年(家)第37号

北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番25号 申立人 岡崎 志朗

本籍北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番、最後の住所北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番3号、死亡の場所北海道空知郡上富良野町、死亡年月日令和6年2月10日、出生の場所北海道空知郡上富良野町、出生年月日昭和32年8月20日、職業介護職員

被相続人 亡 岡崎 君江

北海道上川郡美瑛町丸山1丁目4番26号美瑛 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 淳 催告期間満了日 令和7年12月1日

旭川家庭裁判所富良野出張所

令和7年(家)第24号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株 式会社

本籍北海道足寄郡足寄町白糸95番地、最後の住所北海道足寄郡足寄町白糸95番地3、死亡の場所北海道足寄郡足寄町、死亡年月日令和6年1月8日、出生の場所北海道足寄郡足寄町、出生年月日昭和34年9月24日、職業不明被相続人亡佐藤 興吉

北海道中川郡本別町南3丁目1番地1

相続財産清算人 平田 峻太

催告期間満了日 令和7年12月31日 釧路家庭裁判所本別出張所

令和7年(家)第30016号

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 申立人 仙台市長 郡 和子 本籍仙台市青葉区堤町1丁目201番地、最後の住所仙台市青葉区落合3丁目10番15号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和3年10月13日頃、出生の場所群馬県新田郡宝泉村、出生年月日昭和22年4月7日、職業無職

被相続人 亡 加藤 坦 仙台市青葉区片平1丁目1番11号カタヒラビル5階 菊地・小園法律事務所 相続財産清算人 弁護士 菊地 秀 催告期間満了日 令和7年12月12日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30044号

仙台市青葉区二日町7番32-513号

申立人 野田 雄一

本籍仙台市太白区西の平1丁目46番地38、最後の住所仙台市太白区西の平1丁目26番2号、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和6年10月25日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和38年5月16日、職業無職

被相続人 亡 高橋 和哉 仙台市青葉区二日町11番13号川原ビル2階 川原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 槙也 催告期間満了日 令和7年12月15日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20023号

群馬県前橋市朝日が丘町6番地10

申立人 中澤 健治

本籍群馬県前橋市朝日が丘町6番地10、最後の住所群馬県前橋市元総社町1609番地 あすなろ元総社、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年3月2日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和22年7月28日、職業無職

被相続人 亡 中澤 裕明 事務所群馬県前橋市川原町 1 --57-3 風の 詩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川住 岳央 催告期間満了日 令和7年12月1日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第4006号

群馬県利根郡みなかみ町羽場847番地2 申立人 椎名由美子

本籍群馬県利根郡みなかみ町入須川1122番地2、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町真庭787番地1月夜野ハイツB-104、死亡の場所群馬県利根郡みなかみ町、死亡年月日推定令和6年9月5日、出生の場所群馬県利根郡新治村、出生年月日昭和29年2月17日、職業無職

被相続人 亡 冨沢 康夫 事務所群馬県前橋市古市町1丁目43番地1弁 護士法人釘島総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桜木真理子 催告期間満了日 令和7年12月10日

前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第80026号

埼玉県秩父市大宮5911番地1

申立人 農園ホテルファームシティ管理組合本籍埼玉県さいたま市浦和区本太5丁目77番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区木崎4丁目24番8号、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日平成27年10月9日、出生の場所東京市本所区、出生年月日昭和12年8月17日、職業不明

被相続人 亡 三枝 公一

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-3プリムヴェール703 木村・東谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木村 智博 催告期間満了日 令和7年12月11日 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80050号

埼玉県新座市野火止1丁目1番1号 申立人 新座市長 並木 傑 本籍埼玉県新座市野寺4丁目1番、最後の住 所埼玉県新座市野寺4丁目1番11号、死亡の 場所埼玉県新座市、死亡年月日平成24年4月 1日、出生の場所千葉県君津郡平岡村、出生

被相続人 亡 古川 正雄

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4ニチモビル浦和4階

相続財産清算人 弁護士 土肥 真大催告期間満了日 令和7年12月17日

年月日昭和19年3月23日、職業不明

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80131号

埼玉県上尾市小泉3丁目11番地1 申立人 坂入 壽一 外1名

本籍埼玉県上尾市大字上尾村1249番地19、最後の住所埼玉県上尾市大字上尾村1249番地19、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所栃木県河内郡薬師寺村、出生年月日昭和23年11月28日、職業無職

被相続人 亡 野澤 茂男

事務所埼玉県川口市芝新町5-1 SKビル3階C号室 さざんか総合法律事務所相続財産清算人 弁護士 飯塚 隆史催告期間満了日 令和7年12月19日

さいたま家庭裁判所

令和6年(家)第885号

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 申立人 越谷市

本籍埼玉県越谷市大間野町4丁目334番地3、 最後の住所埼玉県越谷市大間野町4丁目334 番地3、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月 日平成27年8月日時不詳、出生の場所静岡県 志太郡吉永村、出生年月日昭和5年7月10日、 職業不明

被相続人 亡 杉本 博俊

事務所埼玉県越谷市千間台西1丁目8番地7 せんげん台IKビル201号室 弁護士法人ア ネロ せんげん台法律事務所

さいたま家庭裁判所越谷支部

相続財産清算人 弁護士 廣部 俊介 催告期間満了日 令和7年12月1日

令和7年(家)第30117号

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

申立人 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会本籍東京都多摩市東寺方568番地、最後の住所千葉市緑区誉田町2丁目21番地50ハートケアライフ誉田、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所東京都南多摩郡多摩村、出生年月日昭和30年3月25日、職業無職

被相続人 亡 伊野みえこ

事務所千葉市中央区新田町4番22号サンライト602向井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 末吉 永久 催告期間満了日 令和8年1月5日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30013号

千葉県我孫子市我孫子1858番地

申立人 我孫子市

本籍千葉県我孫子市白山1丁目2475番地9、 最後の住所千葉県我孫子市中峠1227番地の 7、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日 平成24年1月4日、出生の場所千葉県東葛飾 郡我孫子町、出生年月日昭和18年3月28日、 職業不明

被相続人 亡 松丸 正見 事務所千葉県松戸市松戸1336 東風園ビル 6 階 誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高品 惠子 催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30031号

東京都文京区後楽1丁目4番14号

申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会本籍千葉県市川市東菅野1丁目14番、最後の住所千葉県柏市豊住2丁目3番11号パナハイツ丹羽202号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和5年5月30日、出生の場所福岡県福岡市中央区、出生年月日昭和49年10月2日、職業自営業

被相続人 亡 松田 肇 事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸 ビル5階 ときわ綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤原 義恭 催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30037号

千葉県船橋市前貝塚町1008番地15

申立人 伊藤 和典

本籍千葉県船橋市前原西5丁目236番地39、 最後の住所千葉県船橋市前原西5丁目10番9 号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令 和7年1月28日、出生の場所東京市向島区、 出生年月日昭和14年1月3日、職業無職 被相続人 亡 柴原 俊文

事務所千葉県市川市市川南1-9-23 京葉 住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒川 俊也 催告期間満了日 令和8年1月5日 千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第30060号

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

申立人 市川市

本籍千葉県市川市新田1丁目231番地、最後の住所千葉県市川市新田1丁目16番28号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和13年4月26日、職業不明

被相続人 亡 浮谷 朝江

事務所千葉県市川市八幡 3 - 1 - 18 - 3 階 シャトー増田NO. 3 法律事務所羅針盤

相続財産清算人 弁護士 本田 真郷 催告期間満了日 令和8年1月5日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70526号

東京都墨田区業平1丁目7番23-302号シャルマン本所業平橋

申立人 尾花 帆浪

本籍東京都江戸川区東篠崎1丁目30番地6、 最後の住所東京都江東区東陽1丁目29番1号 パークハイツ東陽201、死亡の場所東京都江 東区、死亡年月日令和6年12月25日、出生の 場所東京都大田区、出生年月日昭和46年9月 18日、職業不明

被相続人 亡 尾花 正弘 事務所東京都港区北青山3丁目12番7号秋月 ビル407 浅倉隆顕法律事務所 相続財産清算人 弁護士 浅倉 隆顕 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70583号

東京都大田区大森東1-31-1-504 シ ティコープ大森東

申立人 金田小夜子

本籍東京都大田区大森東1丁目419番地、最後の住所東京都大田区大森東1丁目31番1-504号 シティコープ大森東、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所静岡県小笠郡曽我村、出生年月日昭和23年10月29日、職業無職

被相続人 亡 金田 泰男

事務所東京都新宿区新宿1丁目8番5号新宿 御苑室町ビル5階 三宅・今井・池田法律事 務所

相続財産清算人 弁護士 志甫 治宣 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70634号

東京都国分寺市本多5丁目19番11号 申立人 菰田 良平

本籍東京都新宿区新宿6丁目236番地、最後の住所東京都世田谷区北烏山6丁目24番18号イワキ・ハイツ102、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和33年8月12日、職業無職

被相続人 亡 菰田 寛 事務所東京都新宿区四谷三栄町12番5号ライ ラック三栄ビル3階 わかばの風法律事務所 相続財産清算人 弁護士 酒井 桃子 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第40213号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 申立人 株式会社日本政策金融公庫 本籍神奈川県横浜市旭区若葉台2丁目22番、 最後の住所横浜市旭区若葉台2丁目22番1112 号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年 月日令和4年7月7日、出生の場所神奈川県 横須賀市、出生年月日昭和38年7月23日、職 業会社経営者

被相続人 亡 西村 守人 事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島 ピル4階

相続財産清算人 弁護士 小山 昌人 催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40240号

東京都中央区銀座6丁目17番1号申立人 東京信用保証協会

本籍神奈川県横浜市港北区篠原北1丁目2516 番地、最後の住所横浜市神奈川区松見町4丁 目1124番地3WTC菊名マンション704号、 死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月 日令和6年4月4日、出生の場所神奈川県横 浜市中区、出生年月日昭和17年4月7日、職 業無職

被相続人 亡 重田 治利 事務所横浜市中区相生町4丁目75番地JT B・YN馬車道ビル4階

相続財産清算人 弁護士 井原 綾子 催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第949号

富山市婦中町添島70番地

申立人 立原 斉

本籍富山県富山市豊田310番地5、最後の住所富山市中市1丁目3番34-202号メゾン中市、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日推定令和7年1月20日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和22年3月15日、職業無職被相続人 亡 留崎レイ子

富山市丸の内1-8-15 余川ビル3階 足 立政孝法律事務所

相続財産清算人 弁護士 足立 政孝 催告期間満了日 令和7年12月5日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第536号

富山市五福1414番地1

申立人 一般社団法人シニアスマイル提案室本籍富山県高岡市下麻生1446番地、最後の住所富山県高岡市下麻生1446番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所富山県東砺波郡中田町、出生年月日昭和7年6月10日、職業無職

被相続人 亡 横井 實

事務所富山県高岡市広小路 1 番28号 作井法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 古木 達也 催告期間満了日 令和7年12月8日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第5006号

福井県鯖江市河和田町第27号7番地4

申立人 堀内 正俊

本籍福井県鯖江市河和田町第27号7番地4、 最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県鯖 江市、死亡年月日令和6年11月15日、出生の 場所福井県鯖江市、出生年月日昭和46年12月 15日、職業飲食店経営

被相続人 亡 堀内 俊志

福井県越前市日野美1丁目3番26号

相続財産清算人 山本晋太郎

催告期間満了日 令和7年12月5日

福井家庭裁判所武生支部

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和4年(家)第316号

申立人 職権

本籍佐賀県武雄市武雄町大字武雄364番地、 最後の住所愛知県常滑市千代ケ丘2丁目108 番地、死亡の場所愛知県知多郡美浜町、死亡 年月日令和2年10月6日、出生の場所佐賀県 藤津郡嬉野町、出生年月日昭和38年6月23日、 職業不明

被相続人 亡 大宅 豊基

愛知県半田市昭和町1丁目60-10NYビル5

C 棚瀬誠法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 棚瀬 誠 愛知県半田市星崎町3丁目37番地の1星崎ビ ル3階 細井靖浩法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 細井 靖浩 名古屋家庭裁判所半田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第1号

福岡県宗像市陵厳寺4丁目1番1-604号 申立人 神 鈴人

権利の届出の終期 令和7年8月22日

令和7年5月9日 宗像簡易裁判所

(別紙) 目 録

(1)土地 宗像市東郷五丁目

地番 920番

地目 宅地

地積 181.99平方メートル

- (2)登記年月日番号 福岡法務局福間出張所昭和3 年10月26日受付第3538号
- (3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和3年10月26日設定

目的 建物所有

範囲 土地の東南部2畝17歩

存続期間 昭和3年10月26日より向20年

地代 1年玄米2斗8升 支払期 毎年12月25日

地上権者 宗像市東郷920番地2

花田 ヤス

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第35号

岐阜県土岐市妻木町1849番地の26 申立人 長江 真治 本籍岐阜県土岐市妻木町803番地1、最後の 住所岐阜県土岐市妻木町803番地 不在者 長江真太郎

昭和51年11月19日生

届出期間満了日 令和7年7月16日 岐阜家庭裁判所多治見支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第78号

広島県福山市卸町15番6号 債務者 株式会社三森

代表者代表取締役 森原 庸元

- 1 决定年月日時 令和7年5月15日午前9時50分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩田 啓祐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後1 時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

Ŋ

令和7年(フ)第34号

兵庫県小野市敷地町1454番地の1 債務者 株式会社ウイズ 代表者代表取締役 田中 正二

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 圭孝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2 時20分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第49号

鹿児島県薩摩川内市大小路町55番1号 債務者 haruhana合同会社 代表者代表社員 前田 智美

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時20分

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第1744号

大阪市北区豊崎 3 丁目16番16号 債務者 株式会社 L U F T 代表者代表取締役 小川 翔也

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 提中 智士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後2時10分

大阪地方裁判所第6民事部

松江地方裁判所民事部

| 令和7年(フ)第47号

島根県松江市東朝日町111番地 (1階) 債務者 合同会社笑瑠 代表者代表社員 坂本 美紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡崎真由子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午後1時30分

令和7年(フ)第37号

茨城県日立市鮎川町5丁目7番1-101号 債務者 日本鉄道警備保障株式会社 代表者代表取締役 益子 功

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 識之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午後1時10分

水戸地方裁判所日立支部

| 令和7年(フ) 第20号

福井県敦賀市木崎 6 -10-3 ベルメゾン1-A号室

債務者 株式会社Lino Life Con nection

代表者代表取締役 鰐渕 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堺 啓輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時45分

福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第53号

奈良県桜井市大字桜井919番地 債務者 一般社団法人ヤマト 代表者代表理事 藤田 勝枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 幸田 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午後1時10分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第18号

岩手県遠野市松崎町白岩20地割23番地5 債務者 株式会社アトリエブリュム 代表者代表取締役 沖舘 和男

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細川 恵喜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午後1時30分 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第49号

北海道北見市緑ヶ丘3丁目10番19号 債務者 株式会社S. M. Y 代表者代表取締役 角谷 典昭

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野呂 伸一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午前10時30分

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第90号

山梨県甲斐市中下条1008番地2 債務者 株式会社La Mente 代表者代表取締役 前田 剛志

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 關野 文士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午後1時30分

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第114号

山梨県甲府市小瀬町68番地6 南栄第10小瀬タウン2号室

債務者 Emi Rise株式会社 代表者代表取締役 長田 友樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 寿人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時30分

甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第24号

秋田県湯沢市上院内字松根226番地3 債務者 髙橋ルリ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 4日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第701号

東京都東大和市南街5丁目77番地の7フォーブルフジノ102号

債務者 白鳥 貢

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第712号

東京都町田市木曽東2丁目11番43-504号 債務者 加藤章太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田原 遊太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 16日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第7号

長野県飯田市鼎上茶屋3509番地2 債務者 山田 英樹

- 1 决定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮下 将吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 6日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第12号

長野県飯田市丸山町4丁目5507番地139 債務者 金澤 博康

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦美佳子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 6日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第524号

東京都国立市谷保6831番地の3ソレイユ国立

債務者 加藤 汐美(旧姓山本)

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤野 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 22日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第608号

東京都町田市野津田町92番地5 債務者 大塚 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸田 智彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 22日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第59号

静岡県富士宮市猪之頭1621番地の2 債務者 岡村 拓

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 正樹
- □ 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 24日午前10時10分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第61号

静岡県富士宮市山宮1024番地の8 債務者 山本 真生(旧姓安武)

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩谷 知一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 令和7年(フ) 第215号 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 24日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第584号

東京都清瀬市下清戸2丁目518番地1エクラ シア清瀬

債務者 寺島 和男

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三木 昭子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 25日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第53号

鳥取県倉吉市清谷町1丁目57番地1、住民票 上の前住所島根県松江市東出雲町揖屋1195番 地 2

債務者 田中 敬康

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野陽太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 29日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第694号

東京都町田市南成瀬5丁目1番地10サンプラ ザ西之久保4-B

債務者 杉山 満喜

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嶋本 雅史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 1 日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

川崎市高津区久末2047番地5

信務者 藤井 力

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 合和7年8月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第216号

川崎市高津区久末2047番地5

債務者 藤井 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第232号

川崎市幸区南加瀬4丁目4番30号 コーポメ ルヴェーユ 101、住民票上の住所横浜市港 北区日吉5丁目22番19号

債務者 阿部 正人

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩永 和大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 27日午後2時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第148号

静岡県磐田市下大之郷162番地3

債務者 坂井 将人

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小比賀 愛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月 26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第43号

長野県上田市中之条344番地16 フェリー チェ上田・B101号

債務者 吉兼ゆりか

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池さやか
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第960号

神奈川県海老名市東柏ケ谷2丁目8番20号 債務者 田原 康弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 満松 和憲
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 22日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第56号

鳥取県鳥取市湖山町西1丁目323番地9 債務者 河田 敏昌

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 優
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第36号

山口県岩国市阿品10726番地16 債務者 髙見 繁男

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出口 裕理
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 山口地方裁判所岩国支部

会和7年(フ) 第666号

千葉市花見川区検見川町3丁目313番地12 債務者 長谷川哲男

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島崎 嘉成
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第2203号

代替住所A、旧住所神奈川県相模原市緑区二 本松3丁目46番7号 ドリームハウス202 債務者 田辺 美沙

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原 佑
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第684号

愛知県あま市七宝町安松南辻田2585番地3 債務者 村田 勝彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 功務
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第674号

千葉市中央区本町1丁目1番4号 グリーン グラス本町206号

債務者 荒明 優希

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中間 陽子
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第176号

宮崎市学園木花台北1丁目6番地14 債務者 坂元洋二郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 孝浩
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1832号

大阪府箕面市箕面8丁目2番20号(102号) 債務者 大西 欽也

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡野 紘司
- 4 免責意見申述期間 会和7年7月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1841号

大阪府東大阪市下六万寺町1丁目2番39号 債務者 青山 憂子

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小仲 真介
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第18号

北海道河東郡音更町柳町南区2番地5 債務者 小原 芳子

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月17日午後1時30 分

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第3号

債務者 澤井 紗希

愛媛県大洲市長浜町櫛生甲158番地5、旧住 所愛媛県大洲市長浜甲67番地

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午前10時 松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第1399号

大阪市港区波除2丁目2番19号 波除住宅1 棟508号室 西川方、住民票上の住所大阪市 住吉区苅田1丁目6番26号、(前住所)大阪 府羽曳野市はびきの5丁目18番4号 債務者 山中 晃樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1571号

大阪府枚方市伊加賀栄町3番2号 債務者 日髙 慶都

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間中 更正

令和7年(フ)第280号

福岡県福津市渡1586番地の5

破産者 メモリーサポートふくおかこと 井上 美奈子

- 1 主文 当裁判所が令和7年3月25日にした破 産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申 述期間決定中、破産者の氏名が「メモリーサポー ト福岡こと 井上美奈子 とあるのを「メモリー サポートふくおかこと 井上美奈子 と更正す
- 2 決定年月日 令和7年5月7日 福岡地方裁判所第4民事部

破産手続終結

令和6年(フ)第1157号

千葉県市原市辰巳台東4丁目10番地 ビレッ ジハウス 1 -401

破産者 保坂 保

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1197号

千葉県八千代市八千代台北9丁目9番7号 セイント・えのさわ103号 破産者 广徳永勇相続財産

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第725号

埼玉県川越市六軒町1丁目14-2 破産者 株式会社シェンリ

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第604号

川崎市中原区上平間1340番地 破産者 株式会社サチ建商

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和5年(フ)第2329号

名古屋市中村区太閤通5丁目33番地の1 破産者 株式会社中部ヘルストロン

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第281号

名古屋市南区南野2丁目121番地 破産者 株式会社敏照

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第121号

北海道帯広市東13条南3丁目1番地31 破産者 武内建機株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和2年(フ)第1159号

福岡県福岡市博多区美野島3丁目1番5号 破産者 株式会社ヤマダエコソリューション

- │ 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第446号

(最後の住所)京都市山科区音羽野田町42番 地4 ヴィラ充101号室、開始決定時の住所 京都市山科区西野岸ノ下町46番地の3 破産者 亡山口俊和相続財産

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和5年(フ)第2155号

札幌市白石区南郷通2丁目北1番10-301号 破産者 鹿嶋 慶

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 2 一般調查期日 令和7年7月24日午後1時30分

令和7年5月14日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2073号

愛知県弥富市東末広7丁目23番地 破産者 山岸 徹也

- 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
 一般調査期日 令和7年8月5日午前11時20分
- 令和7年5月14日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第158号

名古屋市熱田区桜田町 3 番10号 服部コーポ 306号

破産者 久田 直人

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月20日午前11時20 分

令和7年5月14日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和4年(フ)第5070号

大阪市西成区旭1丁目11番3-601号 破産者 三村 知也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時20 分

令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第343号

埼玉県志木市中宗岡1丁目12番22号 破産者 广柳下春雄相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月25日午前10時20 分

令和7年5月12日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第416号

静岡県伊東市川奈927番地の2

- 破産者 有限会社浜や 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前10時 令和7年5月15日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第299号

高知市朝倉己1006番地1

破産者 杉本 章寿

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月27日午前10時30分

令和7年5月14日 高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第4386号

大阪府東大阪市善根寺町4丁目11番41号 グリーンハイツイナダ 101号室、開始決定時大阪府大東市中垣内1丁目4番7号 破産者 松本 廣次

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月1日午後2時40分

令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第42号

大分県佐伯市弥生大字井崎1941番地 破産者 黒木 陽一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月4日午前11時 令和7年5月15日

大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第5号

大分市大字毛井426番地の7

破産者 黒木真之介

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時15

令和7年5月15日

大分地方裁判所佐伯支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

令和6年(フ)第301号

宮崎市清水 3 丁目 2 番26号 CasaVia Sole 302号

破産者 武市 忍

異議申述期間 令和7年6月26日まで

令和7年5月15日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第319号

宮崎県児湯郡新富町大字日置963番地3 救 護施設 清風園、前住所宮崎県児湯郡川南町 大字川南12678番地12

破産者 森田 和雄

異議申述期間 令和7年6月26日まで

令和7年5月15日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第918号

代替住所B(旧住所千葉県市川市南大野1丁 目32番18号)

破産者 工藤 美生

異議申述期間 令和7年7月5日まで 令和7年5月12日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第178号

千葉県市原市古敷谷840番地1

破産者 鎌滝 拓

異議申述期間 令和7年7月7日まで

令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第244号

千葉県習志野市鷺沼5丁目8番16号 プラウド幕張本郷VI105号

破産者 坂部 允則

異議申述期間 令和7年7月7日まで

会和7年5月13日

令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第262号

千葉県市川市大野町3丁目268番地4 破産者 荻野 光璃

異議申述期間 令和7年7月7日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

卅

^

令和7年(フ)第172号

千葉県八千代市大和田191番地2 carr ot-K・T102

破産者 前田 由美

異議申述期間 令和7年7月8日まで 令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第171号

千葉県市原市ちはら台西5丁目3番地1 ソフィアパレス101号

破産者 石田 勉

異議申述期間 令和7年7月9日まで 令和7年5月14日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和5年(フ)第1259号

大阪府高槻市芥川町1丁目2番A-110号 破産者 株式会社丸井地所

異議申述期間 令和7年7月9日まで 令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ) 第2556号

大阪府東大阪市西堤本通西3丁目8番2号メゾン西村 101

破産者 岩本 拓磨(旧姓大下)

異議申述期間 令和7年7月9日まで 令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第254号

大阪府八尾市旭ヶ丘2丁目19番地の1 レオパレスIMAGO302号、開始決定時大阪府八尾市西高安町3丁目2番地の1 レオパレスグリチーネ312号

破産者 吉田 侑史

異議申述期間 令和7年7月9日まで 令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1833号

大阪市東成区東小橋 3 丁目 1 番15号 破産者 K.Y.R株式会社

異議申述期間 令和7年7月10日まで 令和7年5月15日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第1006号

愛知県あま市中萱津出口1番地 清算株式会社 株式会社望月インターナショナ ル

代表清算人 伊藤 秀夫

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第2部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2092号

東京都渋谷区桜丘町14番6号

清算株式会社 株式会社アクアプラス

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第6号

岡山県笠岡市入江114番地の1 清算株式会社 株式会社MY企画

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(ヒ)第1002号

福岡県糸島市前原駅南1丁目26番11号 清算株式会社 日食システム株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。福岡地方裁判所第4民事部

管理命令

令和6年(再)第33号

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階

再生債務者 株式会社 clutch comm unication

- 1 主文 管財人による管理を命ずる。
- 2 管財人 東京都千代田区五番町3-1五番町 グランドビル9階 市ヶ谷総合法律事務所 弁 護士 岡田 降
- 3 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に 対して債務を負担する者は、再生債務者にその 財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年5月7日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和5年(再)第1号

福岡県久留米市小頭町8番地12 再生債務者 鷹正宗株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年5月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(再)第2号

福岡県久留米市小頭町8番地12 再生債務者 叡醂酒造株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年5月8日

福岡地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手 続廃止

令和7年(再イ)第3号

兵庫県三田市上井沢190番地3 103号(従前の住所)京都府舞鶴市字和江192番地 再生債務者 細見 順夫

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第28号

令和7年5月14日

大分市大字下郡1707番地の1 パークサイド 下郡201

再生債務者 歳納 輝

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。

令和7年5月14日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第1号

北海道滝川市江部乙町東12丁目1番1号2階 再生債務者 鈴木 崚平

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 1日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月15日

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再口)第2号

大津市水明2丁目11番地8 再生債務者 上田 富三

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月15日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再口)第1号

愛媛県今治市八町西2丁目4-28 再生債務者 森川 聖章

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 30日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月15日 松山地方裁判所今治支部

令和7年(再口)第1号

京都府木津川市木津奈良道33番地13 再生債務者 吉田 むい

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月15日

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第3号

兵庫県西宮市高須町2丁目1番29-625号 再生債務者 沖中 宏宣

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月14日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再口)第22号

埼玉県上尾市大字上54番地8 ローズハイム 201

再生債務者 紺谷 修平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日

さいたま地方裁判所第3民事部

所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

令和7年(チ)第1号

東京都北区豊島5-2-20-101 (不動産登 記記録上の住所)東京都北区豊島七丁目16番 6号

申立人 片柳由美子 住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県川口市西 川口一丁目31番16号

(最後の住所) 埼玉県川口市青木西2丁目1 番5-102号 中銀青木公園団地5号棟 所在等不明共有者 亡松田信夫相続財産

届出期間満了日 令和7年9月9日

令和7年5月9日

宇都宮地方裁判所大田原支部

(別紙) 物件目録

1 所在 那須郡那須町大字寺子乙字入山

地番 2004番130 地目 山林

地積 350平方メートル

所在 那須郡那須町大字高久甲字西表

地番 4453番497

地目 山林

地積 500平方メートル

令和7年(チ)第3号

東京都三鷹市上連雀9丁目22番10号

申立人 深野 昌彦

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都国立市東 三丁目19番地7

所在等不明共有者 大野

届出期間満了日 令和7年9月9日 令和7年5月9日

さいたま地方裁判所川越支部

(別紙) 物件目録

(一棟の建物の表示)

所在 所沢市美原町一丁目2927番地13

建物の名称 新所沢マンション (専有部分の建物の表示)

家屋番号 美原町一丁目2927番13の72

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造2階建

床面積 1階部分 22.58m²

2 階部分 22.58㎡ (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 所沢市美原町一丁目2927番13

地目 宅地

地積 991.87m²

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 30万7263分の4860

所在等不明共有者の持分 4分の1

所在等不明共有者の持分を譲 渡する権限の付与の裁判に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権 限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不 明共有者は、同裁判をすることについて異議があ るときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議 の届出をしてください。届出がないときは、所在 等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判 がされることになります。

令和7年(チ)第1号

長野県上伊那郡宮田村4652-2 (不動産登記 記録上の住所) 長野県上伊那郡宮田村429番 地 5

申立人 白鳥 章子(不動産登記記録上の氏名) 森田 章子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 長野県上伊那郡 宮田村429番地5

所在等不明共有者 森田 昌也

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年5月9日 長野地方裁判所伊那支部

(別紙) 物件目録

1 所在 上伊那郡宮田村

地番 429番5

地目 宅地

地積 303.66平方メートル

2 所在 上伊那郡宮田村429番地5

家屋番号 429番5

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 74.52平方メートル

2階 46.37平方メートル

所在等不明共有者の持分 いずれも50分の31

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。

令和7年(チ)第3012号

東京都江東区新木場1丁目7番22号

申立人 ジャパン建材株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県浦和市常 盤町9丁目146番地

所有者 斉藤 ひさ

届出期間満了日 令和7年7月9日

令和7年5月9日

東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 中野区松が丘1丁目

地番 209番6

地目 畑

地積 6.61平方メートル

令和7年(チ)第1号

山梨県山梨市牧丘町窪平1494

申立人 庄子 学

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東山梨郡牧丘町 室伏278番地

所有者 丸田 正義

届出期間満了日 令和7年7月7日

令和7年5月7日

甲府地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 山梨市牧丘町室伏字竹下

地番 2932番

地目 畑

地積 181平方メートル

令和7年(チ)第1号

京都府舞鶴市字余部下1159番地の2

申立人 株式会社ツルヤ技研

亡土井貞一郎の最後の住所不明

(不動産登記記録上の住所) 京都府舞鶴市字 余部下1114番地の1

所有者 亡土井貞一郎相続財産

届出期間満了日 令和7年7月7日

令和7年5月8日 京都地方裁判所舞鶴支部

(別紙) 物件目録

所在 舞鶴市字余部下小字余部下

地番 773番

地目 宅地

地積 161.98平方メートル

令和7年(チ)第3号

大分市椿が丘2丁目6番4号

申立人 吉野 雅子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大分市大字八幡 2005番地

所有者 佐野キヌヱ

届出期間満了日 令和7年7月8日

令和7年5月8日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 大分市大字八幡字横枕

地番 1887番

地目 山林

地積 1080平方メートル

会社その他の公告

40世公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月十四日 掲載頁 九十九頁(号外第一〇六号)

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

山形県米沢市窪田町小瀬三三一番地一五 (甲) 米沢精密株式会社

代表取締役 武田

仙台市青菜区中央三丁目三番二〇号

(乙) 株式会社77PE3

代表取締役 京野 卓也

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 東京都中央区勝どき六丁目三番二―五二一

便 TG & Company合同会社

東京都中央区勝どき六丁目三番二―五二一 (乙) TG&Management合同 代表社員 郷治 友孝

合併公告 代表社員 郷治 友孝

継して存続し乙は解散することにいたしました。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載頁 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月三十日 掲載の日付 令和六年十月三十日 九十二頁(号外第九十七号) 官報 五十九頁(号外第二五四号)

官

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 (甲) fav hospitality

和七年五月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 group株式会社 代表取締役 緒方 秀和

代表取締役 淺井 佳

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 合併公告

(単) http://www.gaitame.com

21

(N) https://www.moneypartners-group.co.jp/

令和七年五月二十三日 東京都港区東新橋二丁目八番一号

(甲) 株式会社外為どっとコム

東京都港区六本木三丁目二番一号 代表取締役 竹内

(乙) 株式会社マネーパートナーズグ ループ 代表取締役 竹内

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十三日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 三頁 掲載の日付 令和七年五月二十三日

令和七年五月二十三日 東京都中央区東日本橋三丁目四番一〇号 (甲) リライフメンテホールディングス 株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号 代表取締役 山本 融

代表取締役 井口 (乙) RTHD株式会社 智広

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

東京都港区高輪三丁目一〇番一八一一〇二号 令和七年五月二十三日 (甲) 合同会社スプリング

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都港区高輪三丁目一〇番一八一一〇二号 代表社員 藤井良太郎 (乙) 合同会社藤井

代表社員

藤井良太郎

一たしましたので公告します。 部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

淳 淳 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ができる株主全員の同意) は令和七年四月十八日 第三一九条第一項に基づく議決権を行使すること 各会社の株主総会の承認決議(乙、丙とも会社法 に終了しております この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載紙 官報

掲載頁

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載頁 二〇四頁 (号外第八十一号)

丙

東京都小平市小川東町三丁目一番一号 (甲) ブリヂストンタイヤソリューショ

東京都小平市小川東町三丁目一番一号 (乙) ブリヂストンモーターサイクルタ 久米 伸吾

合併公告

東京都江東区東雲二丁目一一番一五号 会社 代表取締役 仁保 滋ブリヂストン建設タイヤ販売株式 潤

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年四月 掲載頁 四頁 日

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年四月一日 掲載頁 四頁

決議は経ずに決定しております。又、乙及び丙は 会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認 効力発生日は、令和七年七月一日であり、甲は 令和七年五月二十三日 東京都港区西新橋三丁目一番八号 東京都港区西新橋三丁目一番八号

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

継して存続し乙は解散することにいたしました。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(以) NHN Studio comico株式会社

代表取締役 丁

佑鎭

(甲) NHN comico株式会社

代表取締役 丁

佑鎭

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年三月二十六日 六十一頁 (号外第六十五号)

掲載の日付 令和七年四月十日

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月十四日

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日 掲載頁 六十七頁 (号外第七十六号) 掲載の日付 令和七年四月三日

令和七年五月二十三日

掲載頁 二頁

東京都港区赤坂九丁目七番一号

(甲)株式会社GXホールディングス

代表取締役 伊藤

ンジャパン株式会社

東京都台東区上野七丁目七番七号

代表取締役 弓長

(乙) 神洲通商株式会社

イヤ株式会社 代表取締役

代表取締役 佐藤

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 及び(乙)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月十二日

掲載頁 一一九頁 (号外第一〇四号) 令和七年五月二十三日

東京都練馬区高野台一丁目一二番一八号

(甲) 株式会社丸金

東京都練馬区高野台一丁目一二番一八号 代表取締役 高岡 隆裕

(乙) 株式会社関東デリカフーズ 代表取締役 高岡 隆裕

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 \mathbb{Z} 掲載の日付 令和七年四月十八日掲載紙 日刊工業新聞

令和七年五月二十三日 東京都千代田区神田須田町一丁目九番地 掲載頁 五十二頁(号外第八十二号)掲載の日付 令和七年四月十一日掲載紙 官報

東京都千代田区神田須田町一丁目九番地ループ 代表取締役 髙橋 健介 (甲) 株式会社ファクトリージャパング \mathbb{Z} 株式会社ビジョナリー・ライズ 代表取締役 髙橋 健介

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 甲 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 掲載紙 掲載の日付 令和七年二月十七日 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 千葉日報

官

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 令 東京都千代田区二番町九番地三 和七年五月二十三日 掲載の日付 令和七年二月十七日掲載紙 官報 十七頁 掲載頁 七十六頁 (号外第三十一号)

四号 (乙)株式会社SOYbee東京都港区高輪一丁目二七番三七-四六〇東京都港区高輪一丁目二七番三七-四六〇 me Suite me Suite

認決議を経ずに合併を行うことを決定しておりま乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承 甲は会社法第七九六条第二項の規定に基づき、継して存続し乙は解散することにいたしました。 ので、この吸収合併に際して株式、金銭等の交付 す。また、甲は、乙の全株式を保有しております 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 代表取締役 香川由紀乃

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十三日 掲載頁 五十二頁 (号外第六十七号)

東京都中央区銀座七丁目五番五号 (甲)株式会社資生堂

合併公告

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 \mathbb{Z} 甲) 掲載紙 官報 二頁 掲載の日付 令和七年二月二十五日 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年五月二十三日 掲載の日付 令和六年六月十九 掲載頁 一〇五頁 (号外第一四七号) 日

東京都港区赤坂九丁目七番二号 東京都港区赤坂九丁目七番二号 (甲) インフォコムホールディングス株 式会社 代表取締役 坂本 篤彦

代表取締役 児玉 (乙) 株式会社アムタス 隆 士

H i

です。 合併公告 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十八日

 \mathbb{Z} 掲載頁 六十九頁(号外第七十六号)掲載(官報) おおいり (号外第九十五号)掲載額 で報

は行わず、

資本金の額の増加はいたしません。

掲載の日付 令和七年三月二十七日

代表執行役 藤原憲太郎 (乙) 株式会社エトバス

東京都中央区銀座七丁目十七番十五号 代表取締役 梶谷 匡均

です。

 \mathbb{Z} 掲載紙

令和七年五月二十三日 掲載頁 七十八頁 (号外第一五三号)

東京都港区三田一―四―二八

東京都港区三田一―四―二八 (甲) ブティックス株式会社 代表取締役 新村 祐三

(乙) 株式会社リアライブ 代表取締役 新村 祐三

合併公告

で公告します。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月二十日 七十頁(号外第一一〇号)

令和七年五月二十三日 東京都新宿区西新宿三丁目七番一号 代表取締役 ジャンピエール・シャリ(甲) 日本ロレアル株式会社

東京都渋谷区神宮前四丁目八番二号 (乙) イソップ・ジャパン株式会社 代表取締役 リアド・ジラス

合併公告

主総会の承認決議は令和七年六月二十六日に予定効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株 株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき 継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年六月二十六日 官報

合併公告 代表取締役 (乙) 株式会社サンエー 上野 翼

掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十日 掲載頁 六十五頁 (号外第一一〇号)

> 令和七年五月二十三日 東京都港区芝浦四丁目九番二五号 (甲) 株式会社ジャパン・リリーフ

福岡市中央区天神四丁目六番七号 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 株式会社ジャパン旅客サービス九州

代表取締役

健生

代表取締役 橋本 健生

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

() https://www.alumite.co.jp

(시) https://www.san-ei.org/ 令和七年五月二十三日

神奈川県川崎市川崎区桜本二丁目四四番一号 (甲) 理研アルマイト工業株式会社

山形県山形市鋳物町三六番地

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 甲 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年二月十四 六十二頁 (号外第三十号) 日

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 掲載の日付 令和七年二月十四 九頁

令和七年五月二十三日 神奈川県大和市中央林間七丁目一〇番 三機大和ビル六階 号

東京都港区浜松町二丁目六番二号 (甲) シバントス株式会社 代表取締役 申 東

(乙) ワイデックス株式会社 代表取締役 金沢 英明

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)株式会社アグリサイト山梨県中央市西花輪三六八四番地三令和七年五月二十三日

甲 掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 官報

官

 \mathbb{Z} 掲載頁 八十二頁(号外第二一九号)掲載頁 六十二頁(号外第二二二号)

代表取締役 秦 一雄(乙)株式会社データエイジ東京都西東京市谷戸町二丁目一四番一一号東京都西東京市谷戸町二丁目一四番一一号

です

継して存続し、乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 \mathbb{Z} 掲載紙 計算書類の公告義務はありません。 掲載頁 五十八頁 (号外第一〇三号) 官報

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載の日付 令和七年一月二十四日掲載の日付 令和七年一月二十四号)掲載紙 官報 一一二頁(号外第十四号)掲載紙 官報

四(乙)アゲリごジョハモル・山梨県北杜市武川町山高三五六七番地一九山梨県北杜市武川町山高三五六七番地一九世梨県北村市武川町山高三五十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

(乙) アグリビジョン株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 \mathbb{Z} 令和七年五月二十三日

掲載頁 六十九頁 (号外第二二二号)掲載の日付 令和六年九月二十四日

令和七年五月二十三日 長野市大字稲葉字上千田沖三一八番地 (甲) 株式会社インテージテクノスフィア

甲 掲載の日付 令和七年四月三十日 経済新聞

掲載紙 中部経済新聞 掲載の日付 令和七年四月三十日 三頁

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

丙 掲載紙 中部経済新聞 掲載の日付 令和七年四月三十日 掲載頁 三頁

令和七年五月二十三日 (甲)株式会社セントラルグループ本社愛知県半田市青山二丁目二○番地の七 代表取締役 杉江

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 有限会社アネックス・ピア・ファ 代表取締役 杉江 伸

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 名古屋市において発行する、 中部

掲載の日付 令和七年四月十一日 経済新聞

掲載頁 三頁

掲載紙 名古屋市において発行する、 経済新聞 中部

掲載頁 三頁 掲載の日付 令和七年四月十一日

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地 会社 代表取締役 和久田修志(甲) サンライズホールディングス株式

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

代表取締役 和久田修志 (乙) 株式会社ウイング

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい たしました。 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

掲載紙 名古屋市において発行する、 中部

三頁

甲

掲載頁

伸

(乙) 株式会社常磐精機

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目一一一番地 代表取締役 和久田修志 代表取締役 和久田修志 (丙) 株式会社石田商会

合併公告

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 で公告します。

社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会 しております。 に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載页 一四三頁 (号外第一五:掲載の日付 令和六年七月一日 八号

合併公告

令和七年五月二十三日 番地 (乙)株式会社シーエーエー東北岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野二七〇 愛知県豊田市竜神町東名三二番地 (甲) 株式会社シーエーエー 代表取締役 齋藤 啓太

合併公告

代表取締役

齋藤

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載頁 掲載紙 掲載の日付 令和七年五月二十二日 掲載の日付 令和七年五月二十二日掲載紙 日刊工業新聞 日刊工業新聞 二頁

 \mathbb{Z}

掲載頁

二頁

令和七年五月二十三日 代表取締役 和久田修志(甲)三和商事株式会社名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地

令和七年五月二十三日

大阪府豊中市桜の町三丁目三番七号

大阪府豊中市上野東三丁目五―二一

代表取締役

取締役 吁 枚(甲)株式会社優勝

名古屋市昭和区福江一丁目一二番五号

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

継して存続し乙は解散することにいたしました。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

代表取締役

取締役 吁 枚(乙) 株式会社楽勝

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

です。

甲

掲載紙

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

掲載頁 八十九頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日

令和七年五月二十三日

大阪市西区南堀江三丁目一四番六号

掲載頁 掲載頁 一六二頁(号外第一五八号)掲載の日付 令和六年七月一日

大阪市西区南堀江三丁目一四番六号

代表取締役 末廣

俊雄

(甲) 株式会社末廣商事

(乙) スエヒロ興産有限会社

取締役 末廣 俊雄

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年五月八日 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 官報 一六五頁 (号外第一〇二号)

令和七年五月二十三日 掲載頁 一六三頁 (号外第一〇二号) 掲載の日付 令和七年五月八日

奈良県吉野郡吉野町大字新子三一七番地 奈良市東九条町 (甲) 株式会社桶谷ホールディングス 一二七番地の一 代表取締役 桶谷 晃弘

(乙) 株式会社あづま 真一

代表取締役 好村

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 甲・乙 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

奈良市大宮町六丁目九番地の六axe大宮 和七年五月二十三日 掲載頁 一六三頁 (号外第一〇二号)

奈良市大宮町六丁目九番地の六axe大宮 \mathbb{Z}

代表取締役 前田 純香 (甲) 株式会社創征社

 \equiv

株式会社〇BJE 前田 純香

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年六月三十日です。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙)確定した最終事業年度はありません。 掲載页 六十五頁 (号外第二五六号) 官

令和七年五月二十三日 (甲)株式会社トライアルゴルフ&リ福岡市東区多の津一丁目一二番二号 ゾート 代表取締役 牧草 光一

福岡市東区多の津一丁目一二番二号 (乙) 株式会社トライアル九重管理 代表取締役 牧草 光

です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 計算書類の公告義務はありません。 掲載頁 一〇二頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日

 \mathbb{Z}

株式会社サビアコーポレーション

代表取締役

大築

照樹

福岡市博多区博多駅中央街五番一四号 甲

博多ステイションフード株式会社 代表取締役 佐々木洋子

福岡市博多区御供所町三番二九号 (乙) 有限会社FY企画

代表取締役 佐々木洋子

吸収分割公告

掲載紙

官報

掲載の日付 令和七年五月八日

せることにいたしました。 約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継さ 左記会社は吸収分割して、甲は乙の吸収分割契

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(N) https://www.kosaido-biz.co.jp/ 令和七年五月二十三日

宮城県仙台市若林区舟丁一八番地の二 甲

S館一三階 東京都港区芝浦一丁目二番三号シーバンス 株式会社中広ワークイン 代表取締役 若松 英洋

(乙) 株式会社広済堂ビジネスサポート 代表取締役 鉢呂 耕一

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継さ せることにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理店事

(甲) http://www.hokenmarket.net

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月八日

令和七年五月二十三日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 (甲)イオン保険サービス株式会社 代表取締役 角谷 修一

継させることにいたしましたので公告します。 営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理運

 \mathbb{Z}

掲載頁 六十八 頁 (号外第一〇九号)

令和七年五月二十三日 千葉県柏市光ケ丘二丁目二三番七三号

東京都台東区谷中三丁目一三番一八号 代表取締役 柚木 淑華

吸収分割公告

国為替証拠金取引)に係る事業に関する権利義務左記会社は吸収分割して甲は乙のFX取引(外 たしましたので、公告します。 の一部を承継し、乙はそれを承継させることにい

です。 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 甲

東京都港区東新橋二丁目八番一号 甲 株式会社外為どっとコム

東京都港区六本木三丁目二番一号

事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継さ せることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙のコスト適正化

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官報

掲載頁 七十頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年五月十九日

(甲) 株式会社YIホールディングス

akubo House

代表取締役 取締役 柚木 淑華(乙)株式会社訳坊

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公

http://www.gaitame.com

令和七年五月二十三日 掲載の日付 令和六年七月十七日掲載紙 官報 掲載頁 八十九頁 (号外第一六九号)

代表取締役 竹内 淳

代表取締役 宇留野真澄株式会社マネーパートナーズ

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲・乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年五月二十三日 東京都港区東新橋一丁目一番一九号

(甲) 株式会社アクトプロ

東京都港区東新橋一丁目一番一九号 (乙) 株式会社アクトプロホールディン 代表取締役 代表取締役

吸収分割公告

継させることにいたしました。 び建設業に関する権利義務を承継し乙はそれを承左記会社は吸収分割して甲は乙の屋外広告業及 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

確定した最終事業年度はありません 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官報

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日 掲載の日付 令和七年四月十八日 掲載頁 七〇頁 (号外第八十八号)

東京都中央区東日本橋三丁目七番一二号 (甲) 株式会社BIKO

東京都中央区東日本橋三丁目七番一二号 (乙) 株式会社備広

代表取締役 平木 達人

代表取締役 平木 達人

吸収分割公告

させることにいたしました。 発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継 江刺田原字根木町二四七番八五他における太陽光 左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県奥州市 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十三日 ナイテッド綜合事務所内 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

代表社員 ブルーインフラホールディ (甲)ブルーインフラ14号合同会社

J税理士法人内 東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号A〇 ングス14号一般社団法人 職務執行者 池田 卓也

代表社員 ソーラーペタルホールディ(乙)ソーラーペタル合同会社

ングス一般社団法人 職務執行者 出澤

吸収分割公告

事計画、施工管理及び電気工事設計)事業に関す左記会社は吸収分割して甲は乙の水力発電(工 いたしました。 る権利義務を承継し乙はそれを承継させることに この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月一日です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲) https://www.global.toshiba/jp/outline/ 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.toshiba-tpsc.co.jp/

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四 神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四 (甲) 東芝エネルギーシステムズ株式会社 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 東芝プラントシステム株式会社

代表取締役

小西 崇夫

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ ることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事 令和七年五月二十三日 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 八号 (甲) 尾張トレーディング合同会社名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇 東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二 代表社員 伊藤 学

官

号日本橋水野ビル七階 (乙) 合同会社ガネーシャ

代表社員 小口 裕太

業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい ることにいたしました。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

東京都港区北青山 名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇 甲 代表社員 伊藤 学尾張トレーディング合同会社 一丁目三番一号アー

(乙) 合同会社カーリー 代表社員 小口 裕太

25

吸収分割公告

業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ ることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 令和七年五月二十三日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇 (甲)尾張トレーディング合同会社

NBLDG四階 東京都港区新橋四丁目一四番一号新橋AU 代表社員 伊藤 学

(乙) 合同会社ラクシュミー 代表社員 小口 裕太

吸収分割公告

地)の陶器事業に関する権利義務を承継すること グ(乙、住所名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番 にいたしましたので公告します この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 (甲) は、吸収分割により株式会社ウイン

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

名古屋市において発行する、 経済新聞 中部

甲 掲載紙

掲載の日付 令和七年四月三十日 三頁

掲載紙 名古屋市において発行する、 経済新聞 中部

 \mathbb{Z}

令和七年五月二十三日 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地 掲載の日付 令和七年四月十一日 一和商事株式会社

吸収分割公告

代表取締役

和久田修志

令和七年五月二十三日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 二七番三号)の不動産賃貸事業に関する権利義務 プランニング(乙、住所名古屋市西区児玉三丁目 を承継することにいたしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社(甲)は、吸収分割により株式会社エムズ

甲

掲載頁 七十四頁 (号外第四十一号) 掲載の日付 令和七年二月二十八日

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報

令和七年五月二十三日 掲載頁 七十五頁(号外第四十一号 掲載の日付 令和七年二月二十八日

名古屋市西区児玉三丁目七番二一号

児玉興業株式会社

代表取締役

松田まり子

吸収分割公告

たしました。 権利義務を承継し乙はそれを承継させることにい 入、管理事業及び法人に対する販売業務に関する 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の仕

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(N) https://www.1st-stage.co.jp/publicnotice/ 令和七年五月二十三日

生命大阪梅田ビル二二階 大阪市北区梅田三丁目三番二〇号明治安田

(甲) 株式会社ファーストステージディ ベロップメント

生命大阪梅田ビル二二階 大阪市北区梅田三丁目三番二〇号明治安田 (乙) 株式会社ファーストステージ 代表取締役 杉本 篤志

吸収分割公告

代表取締役

本田

誠二

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継 とおりです。 させることにいたしました。 なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次の 効力発生日は令和七年七月一日です。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して、甲は乙のアーカイブ

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和六年六月六日 掲載頁 六十四頁 (号外第一三六号)

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 令和七年五月二十三日 大阪府東大阪市川俣一丁目一四番三〇号 (甲) 株式会社ヤマタネドキュメントマ

ネジメント

代表取締役

長谷川

大阪市福島区海老江一丁目一番三一号

(乙) 阪急阪神エステート・サービス株 式会社 代表取締役

吸収分割公告

目一二番二号)の株式会社トライアル九重管理の アルカンパニー(乙、住所福岡市東区多の津一丁 にいたしました。 管理事業に関して有する権利義務を承継すること 効力発生日は令和七年六月三十日です 当社 (甲) は、 吸収分割により株式会社トライ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

掲載頁 六十九頁 (号外第二五六号) 掲載の日付 令和六年十月三十一日

(N) https://trial-holdings.inc 令和七年五月二十三日 福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルリアルエステート 代表取締役 矢野

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 有する権利義務を承継することにいたしました。 目一二番二号)の西港の不動産開発事業に関して アルカンパニー(乙、住所福岡市東区多の津一丁 効力発生日は令和七年七月一日です。 当社(甲)は、吸収分割により株式会社トライ なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

https://trial-holdings.inc 掲載頁 六十九頁 (号外第二五六号) 掲載の日付 令和六年十月三十一日

令和七年五月二十三日 福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルリアルエステート 代表取締役 矢野 定利

吸収分割公告

継することにいたしました。 産の管理事業に関して有する権利義務の一部を承 目一二番二号)の研修所、社員寮等の全社的な資 アルカンパニー(乙、住所福岡市東区多の津一丁 当社(甲)は、吸収分割により株式会社トライ 効力発生日は令和七年七月一日です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(凡) https://trial-holdings.inc 令和七年五月二十三日 福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルホールディングス 代表取締役 永田 洋幸

明食ミート(札幌市白石区北郷四条三丁目五番二 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 権利義務を承継させることにいたしました。 販売事業並びに移動販売車等のリース業に関する 五号)に対して当社が営む精肉の加工、製造及び です。計算書類の公告義務はありません。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、新設分割により新設する株式会社札幌 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

札幌市白石区北郷四条三丁目五番二五号

金曜日

和七年五月二十三日

代表取締役 田嶋 祐介 有限会社札幌明食ミート

当社の飲食業(ただし、店名魯はんに関するもの たしました。 に限る)に関する権利義務を承継させることにい ん(住所秋田県大館市字桂城四〇番地)に対して 当社は、新設分割により新設する株式会社魯は

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日 なお、計算書類の公告義務はありません。

秋田県大館市字桂城八番地の四 代表取締役 有限会社大鵬 小山田 二則

新設分割公告

です。 する権利義務を承継させることにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 アンドエム(住所東京都中央区日本橋浜町一丁目 一番一二号)に対して当社が営む一切の事業に関 当社は新設分割により新設する株式会社新ピー なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月十四日 掲載頁 二頁

令和七年五月二十三日 東京都中央区日本橋浜町一丁目一番一二号

代表取締役 泰道 真也 株式会社ピーアンドエム

新設分割公告

本部の事業に関する権利義務を承継させることに 箱崎町二四番一号)に対して当社の新規事業開発 С 承認決議を経ずに新設分割することを決定してお当社は会社法第八○五条に基づき、株主総会の いたしました。 当社は、新設分割により新設する株式会社CA identity(住所東京都中央区日本橋

ります。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年四月四 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年五月二十三日 掲載頁 二頁

東京都中央区日本橋箱崎町二四番一号

代表取締役 株式会社シーエーシー 佐別當宏友

新設分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 RAAL(住所滋賀県大津市雄琴三丁目七番二〇 係る権利義務を承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、新設分割により新設する株式会社ST に対して当社の美容室の経営に関する事業に

掲載紙

新設分割公告

代表取締役

近江

哲世

させることにいたしましたので公告します。 並びにその付帯関連事業に関する権利義務を承継 対して、当社の整骨院運営及び通所介護運営事業 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 (住所兵庫県丹波篠山市黒岡三一六番地一〇)に当社は、新設分割により新設する株式会社智剣

です。

掲載頁 五十六頁 (号外第九十四号) 令和七年五月二十三日 掲載の日付 令和七年四月二十五日

機能訓練株式会社

代表取締役 西 英紀

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月二十三日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

川嶋 由起

ます。これに異議のある債権者は、令和七年六月 組織変更公告 会社であり、効力発生日は令和七年七月一日とし した。 組織変更後の商号はM zストラテジー株式 一十日までにお申し出下さい。 当社は、株式会社に組織変更することに致しま

合同会社M&Partners 代表社員 村上 周一

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十三日 掲載頁 一〇六頁 (号外第一〇六号) 掲載の日付 令和七年五月十四 官報

滋賀県大津市雄琴三丁目七番一号 株式会社オオミ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

兵庫県丹波篠山市黒岡三一六番地一〇

埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目一六番 合同会社TSUMUGI

代表社員

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

令和七年五月二十三日

組織変更公告

ました。 組織変更後の商号は株式会社ネクストワークと 株式会社に組織変更することにいたし

総社員の同意の取得は、令和七年五月一日に終了勢力発生日は令和七年七月一日であり、当社の します

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 しております この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十三日 九号 東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五─六○ 合同会社ネクストワーク 代表社員 高橋 善之

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 変更後の商号は株式会社ナガサワとします。 効力発生日は令和七年六月三十日であり、 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 組織

令和七年五月二十三日

神奈川県横須賀市大滝町二丁目二一番地 代表社員 長澤 隆男

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

織変更後の商号は株式会社ふたつめとします。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十三日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年六月二十五日であり、 組

静岡県田方郡函南町間宮八六〇番地の二 合同会社ふたつめ

代表社員

野村 直生

組織変更公告

り、組織変更後の商号は株式会社リ・ブルームと します。 ました。効力発生日は令和七年六月二十四日であ 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日

サイエンスコア一〇九 愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三―九豊橋

代表社員 合同会社リ・ブルーム 田中真希子

大阪市西区新町一丁目二番一三号

組織変更公告

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十三日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一〇号 フリーダム合同会社

代表社員 丁 倩

青

1470号

ました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年五月二十三日

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円

減少し一億円とすることにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 掲載紙 日刊工業新聞 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

令和七年五月二十三日 掲載頁 十三頁 ジネススプリング 札幌市北区北二十一条西十二丁目二北大ビ

掲載の日付 令和七年三月十一日

大熊ダイヤモンドデバイス株式会社 代表取締役 星川 尚久

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一億

令和七年五月二十三日 http://www.cashew.co.jp なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

番地 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四〇七 代表取締役 カシュー株式会社 戸次 強

資本金の額の減少公告

h, 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を十三億九千十四万円減少 なお、当社の確定した最終事業年度はありませ 一億円とすることにいたしました。

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 九百円減少することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億六千百六十八万四千

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 令和七年五月二十三日

代表社員 瀧川 正則

合同会社エムテック

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百

有限会社ヴァン

新井 功一

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七千五十万円減少し、

百五十万円とすることにいたしました。 総会の決議は令和七年四月三十日に終了しており 効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

株式会社ソクラ

代表取締役

土屋

直 也

掲載頁 九十七頁 (号外第七十二号) 掲載の日付 令和七年三月三十一日

令和七年五月二十三日

です。

代表取締役社長 貞松

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万円とすることにいたしました。 なお、計算書類の公告義務はありません。 令和七年五月二十三日 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 東京都練馬区高松五丁目一九番三四号

代表取締役

九

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十三日 https://socra.online 東京都千代田区六番町一三番地四

令和七年五月二十三<u>日</u>

代表取締役 祖父江慧太MSD企業投資A号株式会社

資本金の額の減少公告

です。

掲載紙 官報

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 りです。 ることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億千百六十万円減少す なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

掲載紙 官報

掲載頁 五十五頁 (号外第八十八号) 掲載の日付 令和七年四月十八日

資本金の額の減少公告

代表取締役

櫻井

里菜 (永岡 里菜) 株式会社おてつたび

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒G ビル五F 株式会社フィオクラブ

資本金の額の減少公告

円減少し六千五百五十万円とすることにいたしま 当社は、資本金の額を四億三千四百五十万五千

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日 なお、確定した最終事業年度はありません。 東京都港区南青山一丁目一番一号

資本金の額の減少公告

代表取締役

征郎

株式会社SOLIA 西口

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千二百二十三円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を金二億六千二百五十万 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

資本金の額の減少公告

令和七年五月二十三日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座

大竹ビジデンス二階

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 千万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を四億五百万円減少し、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地 RAXA神田須田町四階 株式会社丸富ホールディングス

代表取締役 設樂 英孝

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

百九十一円減少することにいたしました。

当社は、資本金の額を九千五百二十八万三千八

資本金の額の減少公告

代表取締役

中野

慧

株式会社ブリングアウト

掲載の日付 令和七年五月十三日

掲載頁 一一六頁 (号外第一〇五号)

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区代々木三丁目三一番一二号

令和七年五月二十三日

代表取締役 長澤 拓也

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千三百二十二円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三億二千三百八十八万三 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 五十七頁 (号外第二七九号) 掲載の日付 令和六年十一月二十九日 令和七年五月二十三<u>日</u>

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

株式会社多角形

前野

龍三

資本金の額の減少公告 代表取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を八三四九万七五七〇円減 令和七年五月二十三日 東京都墨田区菊川三丁目三番四一一〇四号 確定した最終事業年度はありません。

cool—japan株式会社 代表取締役 柿沼 寛之

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 三円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を六億六千万三千九百八十 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年四月十七日 掲載紙 官報 掲載頁 七十五頁 (号外第八十七号)

令和七年五月二十三日 Global Vascular株式会社 学技術イノベーションセンタービル二F 東京都新宿区市谷田町三丁目八番市ヶ谷科

代表取締役 尾藤 健太

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を六億三千万円減少させ、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 八千万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

報

掲載の日付 令和七年五月十四日

官

令和七年五月二十三日 東京都北区浮間二丁目四番七号

掲載頁 一〇二頁 (号外第一〇六号)

株式会社シルキー・アクト

代表取締役 阿部

力

資本金の額の減少公告

ました。 千四百九十四円減少し一億円とすることにいたし 当社は、資本金の額を三十二億一千六百九万五

主総会の決議は、 ております 効力発生日は令和七年六月二十四日であり、株 令和七年五月二十三日に予定し

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙

掲載の日付 令和七年五月十六日 掲載頁 九十頁 (号外第一〇八号)

> 令和七年五月二十三日 東京都港区新橋六丁目一一番八号PORT ONESHIMBASHI 三F

代表取締役 A'alda Japan株式会社 奥田 昌道

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 八千万円とすることにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を七千五百万円減少させ、

掲載紙

です

掲載頁 掲載の日付 令和七年二月十三日 九十頁 (号外第二十九号)

令和七年五月二十三日

横浜市旭区今宿一丁目五一番一五号

代表取締役 舘野 行義 横浜マテリアル株式会社

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 億円とすることにいたしました。 令和七年五月二十三日 なお、確定した最終事業年度はありません。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億七千五百万円減少し 福井県坂井市三国町黒目二一—一番地

資本金の額の減少公告

UACJ山一アルミ缶リサイクル株式会社

代表取締役社長

坂野 公則

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 いたしました。 当社は、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 資本金の額を五十万円減少することに

長野県茅野市塚原二丁目四番三号 合同会社ナンシントレーディング

代表社員 金子

好成

令和七年五月二十三日

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 一二二頁 (号外第一〇四号) 掲載の日付 令和七年五月十二日

岐阜市八代二丁目七番一九号

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 八千万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億八千万円減少させ、 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一〇二頁 (号外第一〇六号) 掲載の日付 令和七年五月十四 令和七年五月二十三日

代表取締役 可児 株式会社トラスト 俊丈

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 し八千万円とすることにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一千二百二十五万円減少

掲載頁 六十二頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日 官報

令和七年五月二十三日 滋賀県彦根市大藪町二四二九番地

株式会社トライワーク彦根 代表取締役 井戸 剛

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十三<u>日</u>

株式会社木の国

代表取締役

遠藤 雅樹

掲載紙 官報

名古屋市南区豊二丁目三二番一七号

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい とすることにいたしました なお、

官報

令和七年五月二十三日

株式会社フジプラス・ワン

資本金の額の減少公告

いたしました。 当社は、資本金の額を四十万円減少することに

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月二十三日 この決定に対し異議のある債権者は、

京都府舞鶴市字魚屋二五二番地四

池内作業受託合同会社

代表社員 嵯峨根秀樹

資本金の額の減少公告

万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を六億五千万円減少し八千

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、 この決定に対し異議のある債権者は、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 九十六頁 (号外第二十九号) 令和七年五月二十三日 大阪市北区南森町一丁目二番二八号

·表取締役 井戸

剛

株式会社フジプラス

当社は、資本金の額を五十万円減少し八千万円 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙

掲載頁 六十一頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日

大阪市北区南森町一丁目二番二八号

代表取締役 井戸 剛

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

和七年五月二十三日

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号

株式会社トランザクション・メディア・

です。

官

準備金の額の減少公告

備金の増加額の全額を減少することにいたしまし る株式会社吉田工務店との株式交換による資本準 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社の確定した最終事業年度はありませ

令和七年五月二十三日 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二二〇九番地

代表取締役 吉田 株式会社ピッコロ 眞一

準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万四百十五円減少することにいたしました。 定しております。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予 当社は、資本準備金の額を三十一億六千五百十

ネットワークス 代表取締役 大高 敦

準備金の額の減少公告 当社は、資本準備金の額を六百四十九億円減少

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十三日 https://www.kentaku-leasing.co.jp

東京都港区港南二丁目一六番一号 大東建託リーシング株式会社 代表取締役 川原 栄司

準備金の額の減少公告

にいたしました。 当社は、資本準備金の額を九億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 定しております。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に予

29

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十三日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

三号 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目六番三

長尾

準備金の額の減少公告

いたしました。 当社は、 資本準備金の額を全額減少することに

-ŀ 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社に確定した最終事業年度はありませ

準備金の額の減少公告

るシンヨウ観光株式会社との株式交換(以下「本 することにいたしました。 株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少 株式交換」という)の効力発生を条件として、本 当社は、 令和七年六月三十日を効力発生日とす

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 五十八頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

令和七年五月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七 株式会社セントラルグループ本社

代表取締役 杉江 伸

準備金の額の減少公告

条件として、本株式交換による資本準備金の増加 ルド羽島及び株式会社KANI・720との株式 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 額の全額を減少することにいたしました。 交換(以下「本株式交換」という)の効力発生を る株式会社コンコルド1280、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす 株式会社コンコ

なお、

リーダー電子株式会社 行造

代表取締役

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉一一三五番地 令和七年五月二十三日 株式会社LifeTechホールディン 代表取締役 福島 康貴

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 たしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

資本金及び準備金の額の減少公告

ことにいたしました。 備金の額を七億九千九百九十七万五千円減少する 当社は、資本金の額を七億二万五千円、資本準

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 日刊工業新聞

令和七年五月二十三日 掲載頁 二頁 掲載の日付 令和七年五月九日

愛知県春日井市神領町二丁目二二番地四 シンヨウ観光株式会社

代表取締役

杉江

伸

準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万千四百十二円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を一億五千二百六十五 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 九十頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日

令和七年五月二十三日 長崎市光町五番二〇号 重松HD株式会社 代表取締役 重松 恒明

資本金及び準備金の額の減少公告

千三百八十八万七千七百十二円減少することにい 万七千七百十二円、資本準備金の額を二十二億二 当社は、資本金の額を二十二億二千三百八十八

掲載の日付 令和七年一月七日

令和七年五月二十三日

株式会社Sales Marker 代表取締役 小笠原羽恭

令和七年五月二十三日 東京都港区赤坂九丁目七番一号 株式会社GXホールディングス

資本金及び準備金の額の減少公告

代表取締役

伊藤

金の額を十四億一千万円減少することにいたしま 当社は、資本金の額を十億六千万円、 資本準備

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 本公告掲

掲載紙

掲載頁 五十七頁 (号外第一七六号) 掲載の日付 令和六年七月二十四日

令和七年五月二十三日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

代表取締役 三觜 剛コニカミノルタREALM株式会社

基準日設定につき通知公告

和七年六月三十日を引受けの申込期日とする募集 日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、令当社は、令和七年六月十日を基準日と定め、同 します 株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告

京都市中京区三条通室町西入衣棚町四五番地 令和七年五月二十三日

代表取締役 株式会社ちきりや 米内 政明

定款変更につき通知公告

で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する

なお、同日に当社の株券は無効となります。

栃木県矢板市片俣五三一—二

令和七年五月二十三日

代表取締役社長 小池 英夫 栃木共同アセチレン株式会社

定款変更につき通知公告

ので公告します。 る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 当社は、令和七年六月十一日付で株券を発行す

令和七年五月二十三日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

静岡県駿東郡長泉町東野字八分平五〇番地 代表取締役 永倉精麦株式会社 永倉 英彦

の

八

限定承認公告

金曜日

株式移転につき株券等提出公告

を所有する方は、株券提出日である令和七年七月 移転をすることにいたしましたので、当社の株券 日までに当社にご提出下さい。 当社は、株式会社ACを完全親会社とする株式 令和七年五月二十三日 南海ケータリングサービス株式会社大阪府高石市取石五丁目二番四〇号和七年五月二十三日

限定承認公告

申し出がないときは弁済から除斥します。 以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお 権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月 和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債 の相続人は令和七年五月十六日大阪家庭裁判所岸 後の住所大阪府和泉市阪本町二九二番地の一本籍大阪府和泉市阪本町二九二番地一六、最 | 古被相続人は令和六年十一月十四日死亡し、そ六 | 被相続人 亡 中田 亮太 令和七年五月二十三日

ヴェルラ堺二〇五号

大阪府堺市中区土師町二丁一番二八号ア

限定承認者 中田 将樹

以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお 申し出がないときは弁済から除斥します。 権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月 その相続人は令和七年五月十四日山口家庭裁判所 下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債 山口県下関市山の田南町五番一五号令和七年五月二十三日 右被相続人は令和六年十二月二十九日死亡し、 最後の住所山口県下関市垢田町一丁目一番 本籍山口県下関市垢田町一丁目六四八番地、 被相続人 亡 山本カツ子

優先資本金の額の減少公告

清子

ることにいたしました。この決定に対し異議のあ お申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の る債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に 開示状況は次のとおりです。 当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少す

令和 **7** 年 **5** 月 **23** 日

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/

a1a4tmkup3 和七年五月二十三日

内 GREF Japan2特定目的会社トーマツ赤坂インターナショナル株式会社 東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

優先資本金の額の減少公告

し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申 とにいたしました。この決定に対し異議のある債 状況は次のとおりです。 当社は、優先資本金の額を九千万円減少するこ

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/

aia6tmke59

令和七年五月二十三日

内 トーマツ赤坂インターナショナル株式会社 東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト ACREF OSL特定目的会社

取締役 山﨑 亮雄

優先資本金の額の減少公告

状況は、次のとおりです。 掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 九十万円減少することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金二十三億六千六百 この決定に対して異議のある債権者は、本公告 なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示

掲載紙 官報

掲載頁 四十八頁 (号外第六十一号)掲載の日付 令和七年三月二十四日 令和七年五月二十三日

ビルディング四階 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼

Tokyo20特定目的会社 祐紀

取締役 山本

優先資本金の額の減少公告 ことにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金七千万円減少する

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 のとおりです。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 次

tmko011630.htm http://www.web-koukoku.net/n/tmk/011630

令和七年五月二十三日 東京都中央区日本橋一丁目四番一号 オパール・ティー特定目的会社 取締役 増渕 俊介

優先資本金の額の減少公告

にいたしました。 基づき優先資本金の額を金三十億円減少すること この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

開示状況は次のとおりです 44K456S-00021

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

会社 取締役 中村 武

万八千二百八十六円減少することにいたしまし

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 **令和七年五月二十三日** http://www.asa-epn.jp/ir/00000606/7ay6/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 八万四百三十六円減少することにいたしました。 http://www.asa-epn.jp/ir/00000743/c9q5/ この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金二億三千七百五十 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

A P 取締役 松澤

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を金一億六千五百五万

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 一千四十九円減少することにいたしました。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一

 $\frac{-}{\circ}$

号

https://www.web-public-notice.jp/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千九百七十三

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

A P JNMT特定目的会社 取締役 松澤 和浩

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

JNRP特定目的会社 和浩

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00000612/9ci5/ 当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

> 令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 号

優先資本金の額の減少公告

HSJPN特定目的会社

締役

松澤

和浩

万九千七百六十七円減少することにいたしまし 当社は、優先資本金の額を金九億三千百九十二

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/ 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 号

HSJPN2特定目的会社 取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

七万九千八百四十八円減少することにいたしまし 当社は、優先資本金の額を金一億六千四百六十

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001123/38sv/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―| HSJPN3特定目的会社 取締役 松澤 和浩 $\overline{\overline{}}$

号

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万八千九百一円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001170/3a7v/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 当社は、優先資本金の額を金一億千七百五十四

HSJPN4特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を金四千七百九万九百

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 六十八円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001369/vr96/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

HSJPN5特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千百十五円減少することにいたしました。 令和七年五月二十三日 当社は、優先資本金の額を金三千六百八十七万 http://www.asa-epn.jp/ir/00001083/a8b9/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

取締役 松澤 和浩MFTJPN特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 八千二百五十一円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 当社は、優先資本金の額を金六千五百七十六万 http://www.asa-epn.jp/ir/00001363/c4o6/

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

MFTJPN10特定目的会社 桂子

取締役

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百七十六円減少することにいたしました。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001407/2nm7/ 当社は、優先資本金の額を金二千百十六万千八 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

31

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇令和七年五月二十三日

MFTJPN11特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 五千九百七十六円減少することにいたしました。 http://www.asa-epn.jp/ir/00001285/d8k9/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 当社は、優先資本金の額を金五千六百七十七万 令和七年五月二十三日 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

MFTJPN2特定目的会社 取締役

松澤 和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 生日である令和七年六月二十四日までに当社にご 提出下さい。 九百七十六口を消却することにいたしましたの 令和七年五月二十三日 当社は、発行済優先出資五千六百七十七万五千 当社の優先出資証券を所有する方は、効力発

MFTJPN2特定目的会社

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

一号

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

百九十八円減少することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい び損益計算書の開示状況は次のとおりです この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金四千十三万四千三 令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001286/u9y4/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

MFTJPN3特定目的会社 取締役 松澤 和浩

当社は、発行済優先出資四千十三万四千三百九優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 る令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さ の優先出資証券を所有する方は、効力発生日であ 十八口を消却することにいたしましたので、当社

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千四百九円減少することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金二千九百十四万二 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001287/kp67/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

取締役 松澤

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

る令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さ の優先出資証券を所有する方は、効力発生日であ百九口を消却することにいたしましたので、当社当社は、発行済優先出資二千九百十四万二千四

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい び損益計算書の開示状況は次のとおりです この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 一千七百五十一円減少することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金九千三百九十五万 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

MFTJPN7特定目的会社

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 北﨑 桂子

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

生日である令和七年六月二十四日までに当社にご 提出下さい。 で、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発 七百五十一口を消却することにいたしましたの

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇令和七年五月二十三日

MFTJPN3特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

MFTJPN4特定目的会社 · 和浩

MFTJPN4特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001352/x87y/

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万二千

号

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 号

MFTJPN7 特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 九千六百一円減少することにいたしました。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 令和七年五月二十三日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001362/st64/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金三千二百三十一万

MFTJPN8特定目的会社

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

号

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 取締役 北﨑 桂子

社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日で ある令和七年六月二十四日までに当社にご提出下 六百一口を消却することにいたしましたので、当 当社は、発行済優先出資三千二百三十一万九千

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 号

MFTJPN8特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 八百十四円減少することにいたしました。 http://www.asa-epn.jp/ir/00001364/5x2p なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金四千二十九万三千

MFTJPN9特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

十四四 る令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さ の優先出資証券を所有する方は、効力発生日であ 優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 口を消却することにいたしましたので、当社 発行済優先出資四千二十九万三千八百

令 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 和七年五月二十三日 号

MFTJPN9特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先資本金の額の減少公告

七千八百六十円減少することにいたしました。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 令 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001357/j83x/ の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 和七年五月二十三日 当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 優先資本金の額を金七千七百三十六万

MF4JPN特定目的会社 取締役 粟国 正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

官

である令和七年六月二十四日までに当社にご提出 当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日 八百六十口を消却することにいたしましたので、 当社は、発行済優先出資七千七百三十六万七千

MF4JPN特定目的会社

取締役 粟国 正樹

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 五百十三円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001351/4cf9/ 当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 優先資本金の額を金八千六百二十九万

> 令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

MF4JPN3特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

る令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さ の優先出資証券を所有する方は、 十三口を消却することにいたしましたので、当社 当社は、 発行済優先出資八千六百二十九万五百 効力発生日であ

令和七年五月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二 |番||〇||-

 $\overline{\circ}$

MF4JPN3特定目的会社 取締役 北﨑 桂子

号

債権申出の公告(第三回

の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。 者は、本公告第一回掲載(令和七年五月二十一日) 当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する 内にお申し出がないときは清算から除斥します。 により規約型確定給付企業年金を終了したので、 令和七年五月二十三日 当社は、 令和七年四月一日厚生労働大臣の承認 右期間

規約型確定給付企業年金清算人 東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号 ALSOK関東デリバリー株式会社 深野 智之

訂正公告

20 - 2新宿区西新宿3丁目20番20号 東京オペラシティ 資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前 つき訂正します。 払式支払手段の払戻しの公告中、 タワー52階」とあるは「東京都新宿区西新宿3-令和七年五月十二日(号外第一○四号)掲載の 令和七年五月二十三日 東京オペラシティタワー52F」の誤りに 住所に「東京熱

ペラシティタワー五一 東京都新宿区西新宿三—二〇—二 株式会社ビデオマーケット 代表取締役 小野寺圭 東京オ

> 正 誤

りとなった。 令和七年五月 干 日掲載の大臣は、 次のとお

正する省令)

務省令第二十二号(消費税法施行規則の

令和七年三月三十一日 (号外特第八号)

一部を改

りとなった。

する省令) 務省令第十八号 令和七年三月 (所得税法施行規則の一部を改正三十一日(号外特第八号)公布財

(原稿誤り)

「国外居住扶養親族等が」に改め、同項第二号及外居住扶養親族等」に、「国外居住扶養親族が」を外居住扶養親族の」に、「「国外居住扶養親族」を「「国下第十項まで」を「国外居住扶養親族等(以下こ下第十項まで」を の項及び次項」に改め、」は「国外居住扶養親族(以を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「こ 三一四ページ一二行目の「国外居住扶養親族 の誤り。 ジ終りから一八行目までの行頭をそれぞれ一字下三五七ページ終りから一六行目から三七二ペー

ページ 段 び 行 六|同条第八項 八及び 税額を 誤 正

正する省令 務省令第十九号 (原稿誤り)

三四三 三七 " 終りから " _ " = 当該法令 | 令組に関するは は

四六六

令和七年五月二十二日掲載の大臣は、次のとお 国務大臣 浅尾慶一郎 農林水産大臣臨時代理 農林水産大臣 小泉進次郎 務省令第二十六号(租税特別措置法施行規則等の令和七年三月三十一日(号外特第八号)公布財 三五 (原稿誤り) (印刷誤り) 部を改正する省令) 終りから

資産選送契約が当該当該輸出に係る当該資産

三六五 終りから 四) に け用

加える。 三六九ページ五行目と六行目の間に次のように

(印刷誤り) で引き続き三年以上にわたり」を「直前にお第二十三条の八の八第十四項第三号中「日 て」に改める。 いま

げる。 会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の選挙の簡素化及び効率化を図るためのデジタル 会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政務省令第三十四号(情報通信技術の活用による行務和七年三月三十一日(号外特第八号)公布財 行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令) (印刷誤り)

三八一

告示第八十四号(所得税法第百八十九条第一項令和七年三月三十一日(号外特第八号)財務 を改正する件) のとして財務大臣が定める方法を定める件の一部 の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるも 規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二 (原稿誤り) 財務省 0)

る件) 額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正す は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の示第九十五号(寄附金控除の対象となる寄附金又令和七年四月一日(号外第七十三号)財務省告

他告示欄に移動する。 (印刷誤り) 目次及び本文にお いて、 法規的告示欄からその